

2026 大町市くらしのガイド（行政案内）



長野県大町市

2026大町市くらしのガイド（行政案内）
編集・発行 大町市情報交通課広聴広報係

くらしのガイド（行政案内）

令和8年4月1日現在

目 次

○届出・証明・	1
○国民健康保険・	8
○後期高齢者医療・	11
○国民年金・	15
○市税・	17
○健康・	21
○子ども・子育て・	23
○小・中学校・	37
○福祉・	39
○ごみ出し・	47
○住宅・	52
○水道・下水道・合併浄化槽・	55
○商工業・	59
○農業・林業・	62
○市民活動支援・	65
○市民バス・ケーブルテレビ・	67
○移住・定住促進・	68
○いざというときには（災害・防災）・	71

大町市役所

住所：〒398-8601 長野県大町市大町3887

電話：0261-22-0420 FAX：0261-23-4304

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分

閉庁日：土・日・祝日・年末年始（12／29～1／3）

○届出・証明

窓口では、下記の手続きに来庁された人の本人確認を行っています。顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）なら1点、顔写真のないもの（健康保険資格確認書など）は2点をお持ちください。

▲引っ越し（転入・転出・転居）に関する届出

■問い合わせ 市民課 市民・戸籍係 ☎内線 425・426・755

◎届出場所 市役所①番窓口、八坂・美麻支所

市外から引っ越してきたときは

住み始めてから14日以内に転入の届出をしてください。

※マイナンバーカードをお持ちの人は、市役所本庁で手続きをしてください。

【必要なもの】

- ・前住所地で交付された転出証明書
(※マイナンバーカードを利用して転出手続きをした方は、転出証明書は発行されません。
マイナンバーカードをお持ちください。)
- ・本人確認書類
- ・マイナンバーカード（お持ちの人）

市外へ引っ越すときは

市外に住み始めるまでに転出の届出をしてください。転出証明書を交付しますので、転出先の市区町村で転入後14日以内に転入の手続きをしてください。（マイナンバーカードをお持ちの方は、紙の転出証明書の交付を受けずに転出できます。マイナンバーカードをお持ちください。）

【必要なもの】

- ・本人確認書類 ・印鑑登録証（登録してある人）
- ・国民健康保険資格確認書、後期高齢者被保険資格確認書、介護保険被保険者証など（加入されている人）
- ・福祉医療受給者証（該当する人）

※マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルからオンラインで転出の届出ができます。（転入先で手続きできるまで数日かかります。早めに申請してください。）

市内で引っ越すときは

新しい住所に住み始めてから14日以内に転居の届出をしてください。

※マイナンバーカードをお持ちの人は、市役所本庁で手続きをしてください。

【必要なもの】

- ・本人確認書類
- ・マイナンバーカード（お持ちの人）
- ・国民健康保険資格確認書、後期高齢者被保険資格確認書、介護保険被保険者証など（加入されている人）

- ・福祉医療受給者証（該当する人）

※外国人の住民も日本人と同様に住民異動届の提出が義務付けられています。

※水道、ガス、電気、NHK、運転免許証などの手続きも忘れずをお願いします。

▲戸籍に関する届出

■問い合わせ 市民課 市民・戸籍係 ☎内線 425・426

主な届出は以下のとおりです。詳しくは市民・戸籍係にお問い合わせください。なお、各届出は市民課、八坂・美麻支所の平日開庁時間と夜間・休日は市役所本庁宿日直でお預かりします。

出生届

持 ち 物 出生届（出生証明を添付）、母子手帳（休日・夜間は不要です。）

届 出 人 父または母（連名可）

届 出 地 お子さんの出生地、父母の本籍地または所在地

届出期間 生まれた日を含めて14日以内

※休日・夜間に届出をされた場合、平日に母子手帳を持って再度来庁いただき、市役所で必要なお手続きを行っていただきます。

死亡届

持 ち 物 届書（死亡診断書または死体検案書を添付）

※火葬の予約内容を伺います

届 出 人 親族、同居者、家主等

届 出 地 死亡地、死亡した人の本籍地または届出人の所在地

届出期間 死亡の事実を知った日から7日以内

婚姻届

持 ち 物 届書（夫妻の署名、証人（成人2名以上）の署名）、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど顔写真付きの公的身分証明）

届 出 地 夫または妻になる人の本籍地または所在地

事前審査 休日に提出を予定している方は、平日開庁時間内の事前審査（予め書類を審査させていただきますこと）をお勧めしています

離婚届（協議離婚）

持 ち 物 届書（夫妻それぞれの署名、証人（成人2名以上）の署名）、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど顔写真付きの公的身分証明）

届 出 地 夫妻の本籍地、夫または妻の所在地

※予め決めていただくこと

離婚によって復氏すべき方の戸籍（新戸籍編製か、復籍かなど）

【未成年のお子さんがある場合】

お子さんの親権、養育費の分担、面会交流についての取決めほか

▲印鑑登録に関する届出

■問い合わせ 市民課 市民・戸籍係 ☎内線 425・426・755

◎届出窓口 市役所①番窓口、八坂・美麻各支所

◎印鑑登録ができる人

大町市に住民登録がある満 15 歳以上の人（意思能力を有しない人は登録できません）

◎登録できない印鑑

印影が不鮮明なもの、ゴム印など変形しやすい材質のもの、大量生産されているもの、同一世帯の人が既に登録している印鑑、など

◎登録手続き

●本人が来庁し登録する場合

○印鑑登録に必要なもの

- ・登録する印鑑
- ・官公庁発行の有効期限内の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

※上記の書類を持参できない場合は下記の方法で登録できます。

・保証人による本人確認

既に大町市に印鑑登録済みの人が、申請書の保証人欄に保証人として自署し、登録印を押印することにより、印鑑登録申請者が本人であることを認めた場合登録することができます。

・照会書による本人確認（当日の登録はできません）

本人確認できる書類を持参できず保証人もいない場合は、窓口での申請後、「印鑑登録に関する照会書」をお送りします。後日、届いた照会書を持参いただき登録となります。

●代理人が来庁し登録する場合（当日の登録はできません）

○印鑑登録に必要なもの

<1 回目>・登録する印鑑

- ・窓口に来る方の本人確認書類

<2 回目>・印鑑登録に関する照会書

- ・代理人の印鑑
- ・代理人の方の本人確認書類

申請者本人が疾病その他やむを得ない理由により来庁できない場合は、代理人による申請をすることができます。申請後、申請者宛に「印鑑登録に関する照会書」をお送りします。後日、届いた照会書、代理人の本人確認書類を持参いただき登録となります。

▲マイナンバーカード

■問い合わせ 市民課 市民・戸籍係 ☎内線 425・426・755

【マイナンバーカード】



「マイナンバーカード（個人番号カード）」は、顔写真付きの公的身分証明書です。カードには、住民票等のコンビニ交付や、e-Tax、マイナポータル等を利用できる電子証明書機能が搭載されています。

カードは申請から取得まで1カ月程度かかります。紛失や破損、その他特別な要件に該当する場合は、約1週間で取得することができる特急発行制度もあります。市民課市民・戸籍係ではカード申請のお手伝いをしています。詳しくはお問い合わせください。

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には5年の有効期限があります。有効期限が過ぎた場合には、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付、健康保険証等を使えなくなりますので、窓口で更新手続きを行ってください。

▲広域交付 住民票

■問い合わせ 市民課 市民・戸籍係 ☎内線 425・426・755

他の市区町村に住民票がある人でも、大町市で広域交付住民票を取得することができます。通常の住民票と異なり、本籍や転居の履歴は表示されないため、提出先に確認してから請求してください。

◎持ちもの 顔写真付きの公的身分証明書

◎取得できる人 本人、同世帯の人

▲広域交付 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等

■問い合わせ 市民課 市民・戸籍係 ☎内線 425・426・755

本籍が大町市ではない方でも、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等を取得することができます。

◎持ちもの 顔写真付きの公的身分証明書

◎取得できる人 本人、直系の親族

▲証明書のコンビニ交付

■問い合わせ 市民課 市民・戸籍係 ☎内線 425・426・755

大町市に住民登録をしている人、現在の本籍が大町市にある人は、マイナンバーカードを利用して住民票の写し等の証明書を、全国のコンビニエンスストア等で取得できます。

◎必要なもの

- ・電子証明書が有効なマイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁）

※電子証明書が有効でないカードは利用できません。

◎利用方法

コンビニエンスストア等に設置されている、マイナンバーカード対応のマルチコピー機を操作して申請してください。

詳しくは、コンビニ交付公式サイトを確認してください。

取得できる証明書

- ①住民票（マイナンバー・住民票コードの記載がないものに限る）
- ②印鑑証明書（本人のものに限る）
- ③全部事項証明書（戸籍謄本）（現在のものに限る）
- ④個人事項証明書（戸籍抄本）（現在のものに限る）
- ⑤戸籍の附票（現在のものに限る）
- ⑥所得証明書（本人の最新年度のものに限る）

※市外に本籍がある人の③～⑤の証明書の取得については、本籍のある市町村にお問い合わせください。

※住所地が大町市以外の場合、③～⑤の証明書を取得する際は、事前に「利用登録申請」が必要です。登録には5開庁日ほどがかかります。

◎手数料

窓口での取得より100円安くご利用できます。各種証明欄を確認してください。

▲各種証明

戸籍・住民票に関する証明

■問い合わせ 市民課 市民・戸籍係 ☎内線 425・426・755

取得できる主な証明書と手数料は以下のとおりです。

◎戸籍関係

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	1 通 450 円
除籍全部事項証明書（除籍謄本） 除籍個人事項証明書（除籍抄本）	1 通 750 円
改製原戸籍謄本・抄本	1 通 750 円
戸籍記載事項証明書、受理証明書	1 通 350 円
戸籍の附票の写し、身分証明書、不在籍証明書、独身証明書	1 通 300 円
戸籍電子証明書提供用識別符号	1 通 400 円
除籍電子証明書提供用識別符号	1 通 700 円

◎住民票関係

住民票の写し、記載事項証明書、不在住証明書	1 通 300 円
-----------------------	-----------

◎印鑑登録関係

印鑑登録証	1 件 300 円
印鑑登録証再交付	1 件 500 円
印鑑登録証明書	1 通 300 円

申請窓口 市役所①番窓口、八坂・美麻支所 税に関する証明・閲覧

本人確認 顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなど）か健康保険資格確認書・年金手帳等なら 2 種類以上で行います。本人確認ができないと交付できません。ただし、印鑑証明書は登録証（印鑑カード）があれば本人確認は不要です。

請 求 者 戸籍関係→本人またはその配偶者、同一戸籍内の人、直系の親族（父母・祖父母・子・孫）であれば請求できます。

住民票関係→本人または同一世帯員であれば請求できます。

委 任 状 請求者が上記の人以外の場合は、委任状または代理権限を証する書類が必要です。委任する人が自署してください。（委任状が必要ではない場合もありますのでご相談ください）

【委任状が必要となる例】

- ・別世帯の親の住民票が必要で、子が代理で請求する場合。
- ・兄弟の戸籍が必要な場合や、配偶者の父母の現在戸籍などが必要な場合。

本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄本などを委任状持参の代理の方が請求した場合、その事実を委任した本人に通知しています。

○国民健康保険

▲国民健康保険に加入しなければならない人

■問い合わせ 市民課 国保・年金係 ☎内線 422・423・424

大町市に住んでいる人で、以下にあてはまらない人は必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

- ・健康保険（協会けんぽ、組合健保）、船員保険の被保険者とその被扶養者
- ・公務員など共済組合員とその被扶養者
- ・国民健康保険組合の被保険者
- ・生活保護を受けている人
- ・後期高齢者医療制度の加入者

大町市に転入する前に国民健康保険に加入していた人、退職などにより職場の健康保険などをやめた人は国民健康保険に加入することになります。また、就職などで社会保険に加入する場合は、資格を喪失する手続きが必要となります。

▲国民健康保険で受けられる給付など

■問い合わせ 市民課 国保・年金係 ☎内線 422・423・424

医療費（療養の給付）	国民健康保険に加入している人が病気やけがのため、病院などで保険診療を受けたときは、治療にかかる費用の3割（2割）を加入者に負担いただき、残りの7割（8割）を市（国民健康保険）が負担します。
療養費	旅先での急病など、やむを得ない事情でマイナ保険証や資格確認書等を提示することができなかった場合や、医師が治療上必要と認めた補装具代は、一度全額支払ったあとで申請すれば、審査の上基準額の7～9割を支給します。
入院時の食事療養費	入院時の食事代は、住民税非課税世帯の人は申請により減額になります。
高額療養費	病院などの窓口で支払う1カ月（1日～月末）の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、申請によりその超えた額を高額療養費として支給します。
高額医療・高額介護合算制度	同じ世帯で、医療費・介護サービス費の両方の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、申請によりその超えた額を支給します。
出産育児一時金	国民健康保険に加入している人が出産したときは、申請により1子につき50万円を出産育児一時金として支給します。
葬祭費	国民健康保険に加入している人が死亡したときは、申請により葬祭費として3万円を喪主の人に支給します。

▲健康診査 人間ドック等助成

■問い合わせ 市民課 国保・年金係 ☎内線 422・423・424

疾病の早期発見と健康保持のため、健康診査の実施と人間ドックへの助成を行っています。

◎特定健診

対象者 大町市国民健康保険に加入している 40～74 歳の人（実施年度中に 75 歳となる誕生日到達前の方を含む）なお、40 歳未満の人は、特定健診と同等の内容で自己負担 2,000 円で受診できます。

健康診査	内容	自己負担額
集団健診	公民館などで実施	無料
個別健診	市内医療機関で実施	

◎人間ドック等助成

対象者 大町市国民健康保険に加入している人

受診時満年齢	1 泊	日帰り	追加脳ドック	脳ドック単独
64 歳以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円	18,000 円
65 歳以上	20,000 円			

※追加脳ドックとは、1 泊または日帰りドックまたは特定健診と同一年度に受ける脳ドックです。

※脳ドック単独とは、特定健診項目も同時に実施する脳ドックです。

▲国民健康保険税の計算方法

■問い合わせ 市民課 国保・年金係 ☎内線 422・423・424

国民健康保険に加入すると、その人の前年の所得や固定資産などにより計算した額を、国保税として毎月納めていただきます。また、40 歳以上 65 歳未満の加入者のいる世帯は、介護保険料も含め保険税を計算します。

▲その他の制度

特別な資格確認書・資格情報のお知らせの交付	就学や施設などへの入所のため、市外へ転出された人に転出学生用または施設入所者用の資格確認書や資格情報のお知らせを発行します。
高齢受給者証の交付	年齢が満 70 歳になった翌月（1 日が誕生日の人はその月）から、医療機関の窓口での負担割合が 2 割（現役並み所得の人については 3 割）となります。後期高齢者医療制度に該当するまでの間、高齢受給者証を兼ねた資格確認書や資格情報のお知らせを交付しますので、医療機関の窓口で提示してください。
出産育児一時金の医療機関などへの直接支払制度	出産育児一時金 50 万円を出産した医療機関などへ直接支払います。市への手続きは原則として不要ですが、出産費用が 50 万円を下回る場合は、差額の支給申請が必要です。
限度額適用認定証の交付	1 カ月の医療費の支払額が高額になる場合、申請し交付を受け医療機関へ提示すると窓口での支払いが限度額までになります。ただし、国民健康保険税に滞納があると、原則として交付しません。
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	上記の限度額適用認定証に加え、入院時の食事代の負担額が減額されます。住民税が非課税世帯の人で、国民健康保険税に滞納のない人が対象です。
特定疾病療養受療証の交付	特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害の一部、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症）の人は申請（医師の診断書を添付）により受療証を交付します。特定疾病で同一月に同一医療機関での入院、外来の自己負担限度額はそれぞれ 1 万円（人工透析を要する 70 歳未満の上位所得者は 2 万円）までとなります。

※交通事故などでマイナ保険証や資格確認書等が使われたときは、必ず市民課国保・年金係へ届出をお願いします。

○後期高齢者医療

▲後期高齢者医療

■問い合わせ 市民課 国保・年金係 ☎内線 422・423・424

◎対象者

75 歳以上の人および 65 歳～74 歳までの人で、一定程度の障がいがあり加入を希望する人が対象です。

◎制度加入の手続き

75 歳以上の人は申請の必要はありませんが、65 歳～74 歳の人は障がいの程度について広域連合の認定を受ける必要があります。

◎保険証・マイナ保険証または資格確認書の提示

病院、診療所にかかる場合や薬局で処方箋による薬を受け取る場合は、必ず保険証・マイナ保険証または資格確認書を提示してください。

※一定程度の障がいとは、障害基礎年金 1、2 級の受給権のある人や身体障害者手帳の交付を受けている人（1、2、3 級および 4 級の一部）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（1、2 級）、療育手帳の交付を受けている人（A）です。

▲医療費の窓口負担

保険証に記載された 1 割、2 割、3 割を負担します。

3 割負担となるのは、世帯の中にこの制度に加入されている現役並みの所得者がいる場合です。

2 割負担となるのは、75 歳以上で課税所得が 28 万円以上の方がいる世帯で、かつ「年金収入＋その他の合計所得額」が、75 歳以上の単身世帯の場合 200 万円以上、75 歳以上の方が 2 人以上の場合、合計 320 万円以上の方です。

※現役並み所得者とは 75 歳以上の高齢者および 65 歳～74 歳の障がい認定者で、住民税課税所得が 145 万円以上の人です。

▲高額療養費

区分		自己負担限度額（月額）	
		外来 （個人ごとの金額）	外来＋入院 （世帯加入者全員の 合計金額）
3割	Ⅲ 課税標準額 690 万円以上	252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1％ （140,100 円）（注 1）	
	Ⅱ 課税標準額 380 万円から 690 万円未満	167,400 円＋（医療費－558,000 円）×1％ （93,000 円）（注 1）	
	Ⅰ 課税標準額 145 万円から 380 万円未満	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1％ （44,400 円）（注 1）	
2割	一般Ⅱ	18,000 円または 6,000 円＋（医療費 （注 2）－30,000 円）×10％ のうち、いずれか低い金額 （年間上限 144,000 円（注 3））	57,600 円 （44,400 円（注 1））
1割	一般Ⅰ	18,000 円 （年間上限 144,000 円（注 3））	57,600 円 （44,400 円（注 1））
	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円

注 1：過去 12 箇月以内に、外来＋入院の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が、4 回以上あった場合、4 回目以降の限度額になります。

注 2：医療費が 30,000 円未満の場合は 30,000 円として計算します。

注 3：8 月から翌年 7 月までの 1 年間の外来個人の自己負担額の年間上限額になります。

▲入院時の食事代

◎入院時食事代の標準負担額

区分		1食当たり
現役並み所得者 一般Ⅰ・Ⅱ		460円 ※1
区分Ⅱ		210円
	過去12カ月で90日を超える入院 ※2	160円
区分Ⅰ		100円
	老齢福祉年金受給者	100円

※1 指定難病患者の方は、260円

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の区分Ⅰ以外の認定期間中に90日を超える入院をしている場合（当広域連合へ異動する前の保険者または広域連合での認定期間も対象となります）は、市町村の窓口で長期入院該当の申請をしてください。

◎療養病床入院時の食事代・居住費の標準負担額

区分		1食当たりの食事代	1日当たりの居住費
現役並み所得者 一般Ⅰ・Ⅱ	生活療養Ⅰ ※1	460円 ※3	370円 ※4
	生活療養Ⅱ ※2	420円 ※3	
区分Ⅱ		210円	
区分Ⅰ		130円	0円
	老齢福祉年金受給者	100円	

※1 管理栄養士または栄養士による適切な栄養量および適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

※2 保険医療機関の施設基準による一部の医療機関の場合

※3 指定難病患者の方は、260円

※4 指定難病患者の方は、0円

▲健康診査 人間ドック等助成

健康保持増進を図るため健康診査の実施と、人間ドックへの助成を行います。

健康診査	内容	自己負担額
集団健診	公民館などで実施	無料
個別健診	市内医療機関で実施	

	1泊	日帰り	追加脳ドック	脳ドック単独
人間ドック等助成	20,000円	10,000円	10,000円	18,000円

▲その他

- ・「特定疾病療養受療証」をお持ちの人は、特定疾病の同一月の同一医療機関の自己負担限度額が、入院・外来それぞれ10,000円までとなります。

※特定疾病とは、慢性腎不全、血友病、H I Vなどです。

- ・治療用装具（コルセットなど）を作られたときは、申請書に診断書（医師の装具装着証明書）、領収書の原本（コピー不可）を添付して手続きをしてください。

※交通事故などで保険証・マイナ保険証または資格確認書が使われたときは、必ず市民課 国保・年金係へ届出をお願いします。

▲高額介護合算療養費制度

お医者さんにかかったり、介護保険のサービスを利用したときの自己負担額が、一定額を超えた場合にその超えた額が申請により、支給される制度です。

対象は、後期高齢者医療と介護保険の両方に自己負担額がある世帯で、この医療と介護保険のそれぞれの自己負担を合計した金額が、一定額を超えた世帯です。

▲後期高齢者医療保険料の計算方法

後期高齢者医療制度に加入すると、前年の所得などにより計算した額を後期高齢者医療保険料として納めていただきます。

○国民年金

■問い合わせ 市民課 国保・年金係 ☎内線 422・423・424

▲国民年金とは

老後を迎えたとき、思わぬ事故や病気で障がい者になったとき、生計を維持している人が亡くなったときなどに、年金を給付して経済的に援助する世代間の助け合いの制度です。

▲国民年金に加入する人

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の人（外国籍の方も含む）は、すべて国民年金に加入することになっています。

●強制加入

- ・第 1 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満）
自営業などの人とその配偶者、無職の人、学生など
- ・第 2 号被保険者
厚生年金や共済組合に加入している人（国民年金にも同時に加入していることになります）
- ・第 3 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満）
第 2 号被保険者に扶養されている配偶者

●任意加入

- ・海外に在住する 20 歳以上 65 歳未満の日本国籍の人
- ・満額に達していない、日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満の人
- ・国民年金の受給資格期間が不足しているために年金を受給できない人のうち、昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人

※受給資格期間を満たすまで（70 歳未満）となります

●こんな時には届出を

次の場合には、市民課 国保・年金係または各支所へ届出をお願いします。

こんなとき	どうする	持ち物
20 歳になったとき (厚生年金・共済組合加入中 の場合は除く)	国民年金に加入します	
会社を退職したとき	国民年金に加入する手続き をします (被扶養配偶者と一緒に手 続きします)	基礎年金番号がわかるもの (年金 手帳、基礎年金番号通知書など)、 離職票など退職年月日を証明する 書類
結婚や退職などで配偶者の扶 養になったとき	配偶者の勤務先へ届出をし てください	
配偶者の扶養から外れたとき	国民年金の種別変更をし ます	基礎年金番号がわかるもの (年金 手帳、基礎年金番号通知書など)、 扶養を外れた年月日を証明する書 類
海外へ移住するとき (厚生年金・共済組合加入中 の場合は除く)	任意加入の手続き、または 国民年金をやめる手続きを します	基礎年金番号がわかるもの (年金 手帳、基礎年金番号通知書など)、 任意加入する場合は通帳と通帳の お届け印
海外から帰国したとき (厚生年金・共済組合加入中 の場合は除く)	国民年金に加入する手続 き、または種別変更する手 続きをします	基礎年金番号がわかるもの (年金 手帳、基礎年金番号通知書など)

●電子申請をご利用ください。

国民年金の手続きはマイナポータルからスマホで電子申請ができます。



マイナポータル

○市税

▲市税の種類

■問い合わせ 税務課 税務係 ☎内線 443・444・448
資産税係 ☎内線 441・442・447

◎市民税

個人および法人の事業者が納める税金です。個人市民税は、1月1日現在に居住している市町村が前年の所得をもとに課税します。また、大町市に住所がない人であっても、1月1日現在、大町市内に事務所・事業所または家屋敷をお持ちの場合は、原則として市県民税の均等割が課税されます。(家屋敷課税)

◎固定資産税

土地、家屋、償却資産の所有者が納める税金です。1月1日現在の所有者が、当該年度の納税義務者となります。

◎軽自動車税

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、小型二輪車等を所有している人が納める税金です。4月1日現在、大町市を定置場として登録されている車両が課税対象となります。

◎市たばこ税

たばこを買う人がたばこ代金に含めて納める税金です。

◎入湯税

温泉施設で入湯した人が納める税金です。

◎都市計画税

都市計画区域のうち、用途地域内に所在する土地および家屋の所有者が、固定資産税と合わせて納める税金です。1月1日現在の所有者が、当該年度の納税義務者となります。

▲市県民税の申告

■問い合わせ 税務課 税務係 ☎内線 443・444・448

1月1日現在、大町市に住んでいる人は、原則として3月15日までに市県民税の申告をしていただく必要があります。申告書の提出先は、税務課 税務係です。

ただし、前年中の所得が年末調整を受けた給与のみの人や、所得税の確定申告をした人、公的年金等の収入のみで年額98万円（65歳以上は148万円）以下の人は必要ありません。

▲軽自動車等の各種手続き

■問い合わせ 税務課 税務係 ☎内線 443・444・448

大町市ナンバーの手続き

原動機付自転車（125cc まで）と小型特殊自動車の登録・廃車・名義変更をした場合は、税務課、または八坂・美麻支所の窓口へ届出をしてください。届出の際は、本人確認のため顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証など）のほか、次のものがが必要です。

◎登録

車名・車台番号の確認できるもの。（再登録の場合は廃車証明など）

◎廃車

標識（ナンバープレート）

※標識紛失の場合は弁償金 250 円が必要です。

大町市以外のナンバー手続き

車種	窓口		住所	連絡先
軽三輪・軽四輪自動車 (660cc 以下)	車検証に係る 手続き	軽自動車検査協会長野事務所 松本支所	松本市平田東 2-1-11	050-3816-1855
	軽自動車税の 申告手続き	全国軽自動車協会連合会 長野県事務取扱所 松本支所	松本市平田東 2-1-10	0263-58-3220
・軽二輪（125cc 超～ 250cc 以下） ・二輪小型（250cc 超）	車検証に係る 手続き	長野運輸支局松本自動車検査 登録事務所	松本市平田東 2-5-10	050-5540-2043
	軽自動車税の 申告手続き	全国軽自動車協会連合会 長野県事務取扱所 松本支所	松本市平田東 2-1-10	0263-58-3220
小型特殊自動車 (旧大型特殊自動車) 松本ナンバーの農耕 用作業車	長野運輸支局松本自動車検査登録事務所での廃車手続き完了後、 大町市役所税務課税務係で税止めの手続きが必要です。			

▲市税等の納期

■問い合わせ 税務課 管理収納係 ☎内線 445・446・449

種別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
市県民税 (普通徴収)			1 期 (全期)		2 期		3 期		4 期			
固定資産税 都市計画税		1 期 (全期)		2 期				3 期		4 期		
軽自動車税		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)	4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分	1 月分	2 月分	3 月分
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)												

※納期限は、原則として納期の末日（納期の末日が土・日曜日、祝日の場合は翌日）になります。

◎納付方法

口座振替または納付書で納付してください。

【口座振替】

納期限の日に振替を行いますので、前日までに預貯金残高をご確認ください。

○新しく口座振替を希望される場合

- ・手 続 き 「市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、金融機関窓口へ提出してください。（依頼書は金融機関および市役所・各支所窓口にあります）
- ・振替開始 金融機関の受付が1日～25日までは翌月分から、26日～31日までは翌々月分となります。

○取扱金融機関

八十二銀行、長野銀行、大北農業協同組合、長野県信用組合、松本信用金庫、長野県労働金庫、ゆうちょ銀行

【納付書】

納期限までに、納付書を使って納付してください。

○納付場所

- ・コンビニエンスストア等
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートほか
P a y P a y 請求書払い
（納付書の額面が30万円以下に限ります）
- ・金融機関 口座振替取扱金融機関
- ・大町市役所、八坂・美麻支所

○納付書に地方税統一QRコード（e L－QR）が印字されている場合は、下記の場所でも納付ができます。

- ・全国の地方税統一QRコード対応金融機関
- ・「地方税お支払いサイト」 <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>
（スマホ決済アプリやクレジットカードが利用できます。）

【その他】

上記取扱金融機関以外からは振込により納付できます。

- ・振込先
八十二銀行 大町支店 普通預金 8744
口座名義人：大町市会計管理者
- ・手数料が別途必要となります。

○健康

▲各種検診（健診）

■問い合わせ 市民課中央保健センター TEL23-4400

下記の検診（健診）を実施しています。職場や病院等で受診する機会のない人はお申し込みください。申し込みは随時受け付けています。

【がん検診】（年齢起算：年度末年齢）

種類	検診方法	検診内容	対象年齢	受診方法
胃がん検診	胃バリウム検診	バリウムを飲んでX線撮影	35 歳以上	集団検診 （ 5 ～ 7 ・ 10 月）
	胃カメラ検診	内視鏡の検査	41 歳以上の 奇数年齢	個別検診
大腸がん検診		便潜血反応検査 （ 2 日法）	35 歳以上	個別検診
子宮頸がん検診		子宮頸部の細胞 検査	20 歳および 21 歳以上の 奇数年齢の女性	集団検診および 個別検診
乳がん検診	超音波検診	超音波または超 音波＋視触診	30 歳以上の 女性	個別検診
	マンモグラフィ 検診	乳房 X 線撮影	40～74 歳の 偶数年齢の女性	個別検診
肺がん検診	胸部レントゲン 検診	胸部の X 線撮影	40 歳以上	集団検診 （ 5 月 ・ 10 月）
	C T 肺がん検診	胸部の C T 撮影	41～75 歳の 奇数年齢	個別検診
前立腺がん検診		血液検査 （ P S A 値）	50 歳以上の 男性	集団検診および 個別検診

※個別検診は市内の医療機関で実施。

検診の種類方法により実施医療機関が異なりますので、お問い合わせください。

【その他の検診】（年齢起算：骨粗しょう症検診は年度当初年齢・その他は年度末年齢）

種類	検診内容	対象年齢	受診方法
肝炎ウイルス検診	血液検査	40 歳以上で今までに一度も検査をしたことがない人	集団検診および個別検診
骨粗しょう症検診	X線撮影	40・45・50・55・60・65・70 歳の女性	個別検診
歯周病検診	歯科医による検診	20・30・40・50・60・70 歳	個別検診

【健康診査】（年齢起算：年度末年齢）

種類	健診内容	対象	受診方法
特定健康診査	身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・診察 ※追加検査(当日申込) ・心電図 ・眼底検査(集団健診のみ)	大町市国民健康保険加入者の内 40～74 歳の人	集団健診 (5～7・10・1 月)
後期高齢者健康診査		後期高齢者医療保険加入者	
先取り健康診査		18～39 歳	個別健診 (5～12 月)
健康増進法健康診査		生活保護を受給している人	

▲各種相談

■問い合わせ 市民課中央保健センター TEL23-4400

心身の健康に関する相談を、随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

（例：健診結果に関する相談、心の健康に関する相談等）

受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

▲助成事業

■問い合わせ 市民課中央保健センター TEL23-4400

【アピアランスケア助成事業】

がん患者の治療や副作用に伴う外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具等の一部助成を行います。

○子ども・子育て

▲妊娠・お子さんが生まれてから

■問い合わせ 市民課中央保健センター TEL23-4400

◎妊娠したとき

母子健康手帳の交付

妊娠届出書を中央保健センターへ提出してください。

母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票や両親学級等のご案内をお渡しします。

交付場所 中央保健センター

交付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

時 期	種 別	詳細・内容
妊 娠 期	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をされた人に母子健康手帳を交付し、制度の紹介や相談を行います。 【持ち物】妊娠届出書（医療機関発行）、本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）、マイナンバーカード（通知カード）
	妊婦一般健康診査	妊娠中に14回まで県内の医療機関で診察・検査などが受けられる妊婦健診の受診票をお渡しします。 ※多胎児を妊娠された方には、上限5回まで追加健診料金を助成します。 【手続き】妊娠中に転入・転出する場合や、里帰り先（県外）で受診する場合は、早めに中央保健センターへお問い合わせください。
	両親学級 [要予約]	赤ちゃんを迎える妊婦さんやそのパートナー、ご家族を対象にした講座です。希望する人は沐浴の体験もできます。詳しい案内は、母子健康手帳交付時の資料をご覧ください。
	妊婦訪問	安心して妊娠期を過ごし、出産に向けた準備ができるように地区担当の保健師、又は助産師が家庭訪問をします。

◎お子さんが生まれてから

時 期	種 別	詳細・内容
新 生 児 期	新生児聴覚検査	出産後医療機関で行う聴覚検査を助成します。 ●妊娠届出時に受検票をお渡しします。
	1カ月児健康診査	医療機関で行う1カ月児健診を助成します。 ●妊娠届出時に受診表をお渡しします。
	乳児一般健康診査 受診票の配布	生後3～11カ月までに県内の医療機関（小児科）で受けられる乳児健診の受診票をお渡しします。 【手続き】市役所に出生の届出をしてください。

	新生児訪問 産婦訪問	赤ちゃんが生まれたご家庭に保健師が訪問します。体重測定で発育を一緒に確認したり、乳幼児健診や予防接種などのご案内を行います。 ●地区の担当保健師から連絡します。連絡先確認のため「新生児連絡票」の提出にご協力ください。
--	---------------	---

▲妊娠・出産・子育て支援事業

■問い合わせ 市民課中央保健センター TEL23-4400

母乳相談等助成事業

母乳マッサージ等の乳房管理や沐浴・授乳・育児についてのほか、お母さん・お子さんに関する相談サービスです。

産後ケア事業

出産後、病院を退院した後、お母さんが助産院等に宿泊や通院、または助産師が自宅へ訪問して、産後の体や育児等の不安解消、生活面を含めた相談ができるサービスです。申請が必要です。

育児支援ヘルパー派遣事業

家事・育児など応援が必要なご家庭に、ヘルパーが訪問。食事準備や片付け・洗濯・掃除・買い物・赤ちゃんのおむつ交換・沐浴のお手伝いなど、お母さんの産前・産後の生活をサポートするサービスです。申請が必要です。

妊産婦通院支援事業

妊娠中または出産後の方で、ご自身での通院やご家族の送迎が困難な時に、安心して通院等が行えるよう、タクシー券を発行します。

産婦健康診査

産後2週と1カ月の健診費用を助成します。妊娠届出時に受診票をお渡しします。

初回産科受診支援事業

住民税非課税世帯等の妊婦の方が安心して産科を受診できるよう、初回産科受診費用を助成します。

不妊治療助成事業

不妊治療を受けている方で、申請前1年間に要した自己負担額の一部を助成します。

不育症治療助成事業

不育症治療を受けている方の経済的負担軽減のために、不育症治療費の一部を助成します。

▲乳幼児健康診査など、母子保健事業

■問い合わせ 市民課中央保健センター TEL23-4400

時 期		種 別	内 容
乳児期 (1歳未満)	2 カ月	2 カ月児相談	内容：計測、発達のお話、ベビーマッサージ、個別相談 ●新生児訪問でご案内します。
	4 カ月	4 カ月児健診	内容：計測、発達・離乳食のお話、小児科診察、個別相談、絵本のプレゼント ●新生児訪問でご案内します。
	5～6 カ月	離乳食スタート教室	内容：計測、発達・離乳食のお話、調理実習・試食、個別相談、試食（もぐもぐ教室）※要予約
	7 カ月	7 カ月児相談	内容：計測、発達・離乳食のお話、離乳食の試食、個別相談 ●対象者には通知します。
	10 カ月	10 カ月児相談	内容：計測、発達、歯・離乳食のお話（離乳食試食）、個別相談 ●対象者には通知します。
幼児期 (1歳～)	1歳6 カ月	1歳6 カ月児健診	内容：計測、歯科検診、小児科診察、個別相談 ●対象者には通知します。
	2 歳	2 歳児健診	内容：計測、親子ふれあいあそび体験、食事のお話、歯科検診、個別相談 ●対象者には通知します。
	3 歳	3 歳児健診	内容：計測、歯科検診、小児科診察、食事のお話、視力検査、尿検査、個別相談 ●対象者には通知します。
	4 歳、5 歳	4 歳・5 歳児健診 [要予約]	保育園や幼稚園で健診を受ける機会のないお子さんを対象に健診を行います。 内容：計測、歯科検診、小児科診察、個別相談
月 1 回		育児相談 [助産師相談 要予約] [運動発達相談 要予約]	お子さんの成長発達や育児の心配事、妊娠中のこと、おっぱいの事など、保健師・栄養士・助産師等が相談に応じます。 ●計測のみでも参加できます。
		女性のからだ相談 [要予約]	思春期、更年期、不妊などの相談に助産師が応じます。
随時		電話・来所・訪問相談	保健師、栄養士が個別に相談に応じます。お気軽にお声掛けください。 (受付：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

▲子育て世代包括支援センター「あおぞら」

■問い合わせ 子育て世代包括支援センター「あおぞら」 TEL85-8022

中央保健センター TEL23-4400

妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口です。保健師・助産師・保育士等が関係機関と連携しながら支援します。また、母子保健・子育て支援サービスの情報などもお伝えします。お気軽にご相談ください。

▲転入時の手続き

■問い合わせ 中央保健センター TEL23-4400

以下の条件に該当する人は、転入手続き後に中央保健センターにお越しください。

◎妊娠中の人

妊婦一般健康診査の未使用の受診票をお持ちの人は、大町市で発行するものと交換します。(回数に上限あり)

持ち物 妊婦一般健康診査受診票(未使用分)、母子健康手帳

◎3歳未満のお子さん

乳幼児健診などのご案内、予防接種の接種状況確認と、未接種分についてのご案内をします。ご相談ください。

持ち物 母子健康手帳、乳児一般健康診査受診票(1歳未満で未使用の受診票をお持ちの人のみ)

◎満3歳以上 中学3年生までのお子さん

予防接種の接種状況の確認と未接種の予防接種についてのご案内をします。ご相談ください。

持ち物 母子健康手帳

市が行う予防接種

予防接種には接種に適した時期があり、その時期に受けていただくことが病気の予防に最も効果的です。

A類疾病				
予防接種名と予防できる病気	回数		対象者	標準的な接種期間
BCG（生ワクチン） 予防できる病気：結核	1回		1歳未満	生後5カ月～8カ月未満
五種混合（不活化ワクチン） 予防できる病気： 百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ （急性灰白髄炎）、ヒブ（ヒブ感染症）	初回	3回	生後2カ月～90カ月（7歳6カ月）未満	生後2カ月～7カ月未満 20日以上の間隔をおいて3回接種
	追加	1回		初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回接種
麻しん風しん混合（生ワクチン） 予防できる病気： 麻しん（はしか）、風しん	1期	1回	1～2歳未満	1歳になったら早めに
	2期	1回	保育園・幼稚園の年長に相当する年齢 （小学校入学前の1年間）	
日本脳炎（不活化ワクチン） 予防できる病気：日本脳炎	1期初回	2回	生後6カ月～90カ月（7歳6カ月）未満	3～4歳未満
	1期追加	1回		1期初回（2回）終了後、おおむね1年 （4～5歳未満の間）
	2期	1回	9～13歳未満	9～10歳未満
二種混合（不活化ワクチン） 予防できる病気：ジフテリア、破傷風	2期	1回	11～13歳未満	小学6年生

予防接種名と予防できる病気		回数		対象者		標準的な接種期間
ヒブ（不活化ワクチン） 予防できる病気：ヒブ感染症		初回	3回	生後2カ月～5歳未満		生後2カ月から開始
		追加	1回			1期初回（3回）終了後 7～13カ月あける
小児用肺炎球菌（不活化ワクチン13価） 小児用肺炎球菌（不活化ワクチン15価） 予防できる病気：肺炎球菌感染症		初回	3回	生後2カ月～5歳未満		生後2カ月から開始
		追加	1回			1期初回（3回）終了後、60日以上あけ1歳以降 （生後12～15カ月未満の間）
HPVワクチン （不活化ワクチン） 予防できる病気： ヒトパピローマウイルス 感染症	9価 シルガード9	2回又は3回 （通常接種の9 価は2回）		通常	12歳になる年度初日から16歳になる年度末日まで（小学6年生から高校1年生相当の女子）	中学1年生相当 1回目接種が15歳未満であれば、2回の接種で完了 することができる
水痘（生ワクチン） 予防できる病気：水痘（水ぼうそう）		2回		1～3歳未満で、 過去に水痘にかかったことがない人		1回目は生後12～15カ月未満 2回目は1回目の後、6カ月～12カ月あける
B型肝炎（不活化ワクチン） 予防できる病気：B型肝炎		3回		生後2カ月～1歳未満		生後2カ月から9カ月に至るまでの期間 1回目の後、27日以上あけて2回目 2回目の後、1回目と3回目の間を139日以上あけて3回目
ロタウイルス（生経口ワクチン） 予防できる病気：ロ タウイルス感染症	1価：ロタリックス	2回		出生6週0日後～24週0日後まで		初回接種 出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい
	5価：ロタテック	3回		出生6週0日後から、32週0日後まで		
RSウイルス 予防できる病気：RSウイルス感染症		1回		妊娠28週0日～36週6日まで		

B類疾病			
予防接種名と予防できる病気	回数	対象者	標準的な接種期間
季節性インフルエンザ（不活化ワクチン） 予防できる病気：インフルエンザ	1回	・ 中学3年生及び高校3年生相当 ・ 接種時に満65歳以上の人 ・ 満60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器及び免疫の機能に重い病気がある人（身体障害者手帳1級又は1級相当の人）	令和6年10月1日から令和7年1月31日（予定）
高齢者肺炎球菌（不活化ワクチン） 予防できる病気： 高齢者の肺炎球菌感染症	1回	・ 満65歳の人 ・ 満60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器及び免疫の機能に重い病気がある人（身体障害者手帳1級又は1級相当の人）	65歳の誕生日から66歳の誕生日前日まで
新型コロナウイルスワクチン（詳細未定） 期待できる効果： 新型コロナウイルス感染症の重症化予防	1回	・ 満65歳の人 ・ 満60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器及び免疫の機能に重い病気がある人（身体障害者手帳1級又は1級相当の人）	令和8年10月1日から令和9年3月31日（予定）
帯状疱疹 予防できる病気：帯状疱疹	生ワクチン 1回 不活化ワクチン 2回	・ 65歳の人 ・ 60歳以上65歳未満で免疫機能の障害を有する人（身体障害者手帳1級又は1級相当の人） 【経過措置】 令和7年4月1日～令和12年3月31日の間（5年間）65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある人	生年月日により、対象年度の1年間 不活化ワクチンは、1回目から2か月開けて2回目接種

※高齢者肺炎球菌は、令和5年度末を以って接種の対象者に係る経過措置を終了し、令和6年度より、対象者については満65歳の人となりました。

▲子ども医療費

■問い合わせ 市民課 国保・年金係 ☎内線 422・423・424

0歳～高校卒業までの子どもの医療費を軽減する制度です。

◎対象者と対象期間

大町市に住民登録があるお子さんで、助成対象期間は高校卒業（18歳になってから最初の3月31日）までです。

◎受給者証の交付申請手続き

出生届や転入手続きの際に、申請してください。（出生の場合はお子さんの保険証ができてから申請してください）受給者証がないと給付金を受給できません。

◎申請時に必要なもの

病院や薬局にかかるとき、保険証と一緒に受給者証を提示してください。窓口での自己負担額の上限が500円となります。

- ・500円までの自己負担額は、月ごと、医療機関ごとになります。
- ・同一医療機関でも、医科と歯科、入院と外来、それぞれ500円までの自己負担額となります。
- ・薬局では処方せんの発行元ごとに500円までの自己負担額となります。

▲児童クラブ

■問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎内線 685・757

児童クラブは、下校後帰宅しても保護者がいない児童（留守家庭児童）の居場所を提供し、児童の健全育成を図る施設です。支援員が保護者に代わり、遊びなどを通して生活指導を行っています。

利用を希望される場合は、申請書を提出していただきます。

詳細は各施設または子育て支援課子育て支援係へお問い合わせください。

クラブ名	住所	電話番号
東小児童クラブ	社 6700 東小学校内	090-2626-7981
西小児童クラブ	大町 4714 大町市児童センター内	090-1891-4845
南小児童クラブ	常盤 3546-33 大町市ふれあいプラザ内	090-2561-9282
北小児童クラブ	大町 5806-8 北小学校内	090-2626-2304
八坂小児童クラブ	八坂 1090 八坂小学校内	080-6937-9037
美麻小児童クラブ	美麻 11810-1 美麻情報センター内	080-1249-0044

- ・開 所 時 間 下校時～午後 6 時まで
(小学校の休日や長期の休み中は、午前 8 時～午後 6 時まで)
- ・休 館 日 日曜日、祝日、その他各クラブで決められている休日
- ・年間登録料 1,000 円

▲保育園・認定こども園

■問い合わせ 子育て支援課 児童係 ☎内線 682・683

◎保育園

市内には 7 つの市立保育園があります。保育園は、保護者が働いていたり、病気などで、家庭において保育することができない児童を保護者に代わり保育することを目的とした施設です。入園を希望される場合は、申請書を提出していただきます。詳細は子育て支援課 児童係へお問い合わせください。

園 名	定 員	住 所	電 話
はなのき保育園	150 名	大町 3504-9 (若宮町)	22-0675
あすなろ保育園	180 名	常盤 3601-18 (清水)	22-0727
しらかば保育園	60 名	平 9365-3 (白樺)	22-1667
どんぐり保育園	60 名	社 4682-26 (山下)	22-2002
たけのこ保育園	45 名	八坂 1073 (大平)	26-2018
みあさ保育園	休園中		
くるみ保育園	110 名	大町 5560-25 (栄町)	22-5142

◎私立認定こども園・家庭的保育事業施設

市内には次の私立認定こども園と家庭的保育事業施設があります。入園のご相談や見学、申し込みなどは、直接各園へお問い合わせください。

園 名	定 員	住 所	電 話
幼保連携型認定 こども園 大町幼稚園	45 名	大町 2663-1 (東町)	22-0604
幼稚園型認定 こども園 こまくさ幼稚園	80 名	大町 4170-2 (六九町)	22-1134
幼保連携型認定 こども園 りんどう幼稚園	70 名	平 5424-1 (借馬)	23-2611
家庭的保育事業施設 きらり大町総合病院 園	5 名	大町 3122-6 (高見町)	85-2528

◎園開放

保育園・幼稚園・認定こども園では、園児や遊びに来ている子どもたちが触れ合って、遊ぶ楽しさを学んだり、お母さん同士の情報交換や仲間づくりの場として園開放を実施しています。

参加無料、申し込みも不要ですので、お気軽に各園へお出掛けください。

園 名	電話・有線	対象	開催日 詳しくは園へお問い合わせください
はなのき保育園	子育て支援室 22-2132 (電話のみ)	0歳児	毎週火曜日（5月13日～） 午前9時30分～11時
		1～2歳児	毎週水曜日（5月14日～） 午前9時30分～11時
あすなろ保育園	22-0727	0歳児	毎週木曜日（5月15日～） 午前9時30分～11時
		1～2歳児	毎週金曜日（5月9日～） 午前9時30分～11時
たけのこ保育園	26-2018 (電話のみ)	未就園児	5月9日、16日の金曜日 以降は毎月第1・3金曜日 午前9時30分～11時
くるみ保育園	22-5142	0歳児	毎週水曜日（5月7日～） 午前9時30分～11時
		1～2歳児	毎週火曜日（5月13日～） 午前9時30分～11時
幼保連携型認定 こども園 大町幼稚園	22-0604 (電話のみ)	未就園児	毎週木曜日（5月29日～） 午前10時～11時45分
幼稚園型認定 こども園 こまくさ幼稚園	22-1134 (電話のみ)	未就園児	毎週木曜日（5月8日～）園・園庭開放 午前9時50分～11時30分
			不定期火曜日（6月5日～）園開放 午前9時50分～11時30分
幼保連携型認定 こども園 りんどう幼稚園	23-2611	未就園児	第2水曜日（5月～） 午前9時30分～11時30分

▲児童センター

■問い合わせ 児童センター TEL22-0741

年末年始を除いて毎日開館しています。育児相談や子育て支援情報の提供、各種講座・教室なども行っています。お気軽にお出掛けください。

- ・利用時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・住所 大町 4714

▲ファミリー・サポート・センター事業

■問い合わせ 児童センター TEL22-0741

子育ての援助を行いたい人と受けたい人が相互に会員になり、センター事務局を橋渡し役として、会員同士が子どもの世話を一時的に有償で援助し合う事業です。

ファミリー・サポート・センター事務局は児童センター内にありますので、利用を希望する人はお問い合わせください。

- ・住所 大町 4714（児童センター内）
- ・受付日 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分

▲児童手当

■問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎内線 685・757

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを応援するための制度です。大町市に住民登録をしている人で、中学校修了前（満15歳到達後、最初の3月31日）までの児童を養育している生計中心者に支給します。

支給額

- ・3歳未満（一律） 月額 15,000 円
- ・3歳～小学校修了前（第1子・第2子） 月額 10,000 円
- ・3歳～小学校修了前（第3子以降） 月額 15,000 円
- ・中学生（一律） 月額 10,000 円
- ・児童を養育している方の所得制限限度割以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として 月額 5,000 円

※児童手当は、毎年2月、6月、10月に、前月までの4カ月分を支給します。

※令和6年10月より、児童手当の対象拡充等が予定されています。最新の情報はホームページを確認してください。

◎申請手続き

出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するためには、市役所の窓口（公務員の方は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。なお、日本国外で養育している児童は支給対象となりません。

申請の際は、請求者の健康保険証、請求者の口座の分かるものなどが必要です。詳細は子育て

支援課 子育て支援係へお問い合わせください。

▲児童扶養手当

■問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎内線 686・757

父母の離婚などにより、18歳（満18歳到達後、最初の3月31日）までの児童を養育しているひとり親家庭などに支給します。ただし、児童に障がいがある場合は20歳になる誕生日の前日まで延長する場合があります。

▲特別児童扶養手当

■問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎内線 685・757

精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童に支給します。

手当は県知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給し、4月、8月、12月（各月とも11日。ただし、12月期は11月11日）の3回、支払月の前月までの分を受給者が指定した口座に支払います。

▲出産祝金

■問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎内線 686・757

大町市に住所があり、出産して児童を養育する父母に、第1子は50,000円、第2子は80,000円、第3子以降は100,000円の出産祝金を支給します。

▲重度心身障害児童福祉手当

■問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎内線 685・757

重度心身障がい児童の父母、または児童を養育する人に支給します。

対象は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項の規定に該当する児童です。ただし、福祉施設の収容者・勉学・治療および訓練などで一時的に市に居住する児童は除外します。

▲子育てに関する相談窓口

子育てに関する相談窓口は次のとおりです。お気軽にご相談ください。

相談	内容	相談日・時間	問い合わせ
子どもの発育・発達に関する相談	運動面や言葉などのお子さんの発育、発達に関すること	平日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	中央保健センター 23-4400 子育て支援課 内線 686・757
健康・育児相談	お子さんやご家族の健康、栄養、育児などに関すること	毎月 1 回	中央保健センター 23-4400
	お子さんの健康などに関すること	毎週木曜日 午前 10 時～正午	児童センター 22-0741
子育て相談	育児に関すること	平日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	児童センター 22-0741
家庭児童相談	お子さんの保育園や学校生活で心配なことや養育者の不安などに関すること	平日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	子育て支援課 家庭児童相談員 内線 685・757
女性相談(男性相談)	D V や男女問題、家庭不和の悩みなど	平日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	子育て支援課 女性相談員 内線 685
母子・父子相談	母子・父子家庭のさまざまな問題、自立に関すること	平日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	子育て支援課 母子・父子自立支援員 内線 685・757
制度の問い合わせ	児童手当などの子育てに関する制度について	平日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	子育て支援課 内線 685
保育園に関する問い合わせ	入園や一時保育、園開放などについて	平日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	子育て支援課 内線 682・683 各保育園 電話番号は 30・31 ページをご覧ください。
福祉サービスに関する相談	障がい児の生活や福祉サービスの利用に関すること	平日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	福祉課 内線 412・413・414 子育て支援課 内線 686・757

▲子育て応援します！ 育児家庭応援事業

■問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎内線 685・757

市内にお住まいの3歳のお子さんがある世帯に市内で利用できる3万円分の地域商品券を贈ります。

◎交付対象者

5月1日現在で大町市に住所がある3歳になるお子さん
(その年の4月2日から翌年4月1日が誕生日)

◎金額

大町商工会議所が発行する地域商品券 3万円分

○小・中学校

▲小中学校

■問い合わせ 学校教育課 庶務係 ☎内線 611・764

転入の手続き

◎他の市町村から

他の市町村から大町市に転入したときは、市役所にて住民異動の手続きを行い、教育委員会（学校教育課 庶務係）で「転入学児童・生徒学校指定通知書」を受け取ってください。その書類と前の学校でもらった転校書類（在学証明書、教科書給与証明書）を添えて、指定された学校へ行って手続きをしてください。

◎市内の転校

転居後、市役所にて住民異動の手続きを済ませ、教育委員会（学校教育課 庶務係）で「転入学児童・生徒学校指定通知書」を受け取ってください。その書類と前の学校でもらった転校書類を持って、指定された学校へ行って手続きをしてください。

転出の手続き

◎他の市町村へ

大町市で転出届をし、いままでの在籍校で転校書類（在学証明書、教科書給与証明書）の交付を受けてください。

▲通学区

■問い合わせ 学校教育課 庶務係 ☎内線 611・764

◎小学校

大町北部小学校	大町及び平の全ての行政区(住民基本台帳に記載された行政区をいう。以下同じ。)並びに社のうち神栄町
大町南部小学校	常盤の全ての行政区及び社のうち神栄町を除く全ての行政区

◎中学校

大町中学校	大町、平、常盤及び社の全ての行政区
-------	-------------------

◎義務教育学校

八坂小中学校	八坂及び八坂菖蒲の全ての行政区 (※このほか小規模特認校制度により就学する児童生徒を含む)
美麻小中学校	美麻の全ての行政区 (※このほか小規模特認校制度により就学する児童生徒を含む)

◎小規模特認校

■問い合わせ 学校教育課 庶務係 ☎内線 611・764

八坂小中学校および美麻小中学校は、市内全域から通学できる小規模特認校です。

小規模特認校へ就学を希望する児童・生徒の保護者は、小規模特認校入学申請書を定められた期間内に本来の通学区の学校長を経由して教育委員会へ提出します。教育委員会では、申請書などに基つき小規模特認校への就学の可否について審査を行い、その結果を保護者へ通知します。

◎区域外就学・指定校変更

特別な事情などにより、お住まいの通学区の学校と異なる学校への就学を希望する場合は、区域外就学（他の市町村の学校への就学）または就学指定校変更（大町市内に住所があり通学区の異なる学校へ就学）の手続きが必要です。教育委員会にご相談ください。

▲入学おめでとう！入学お祝い

■問い合わせ 学校教育課 庶務係 ☎内線 611・764

小学校又は義務教育学校に入学する児童へのお祝いとして、市域限定で利用できる商品券を交付します。

○福祉

☆高齢者福祉サービス おおむね 65 歳以上の人向けサービス

■問い合わせ 福祉課 高齢者・包括支援係 ☎内線 415・416

※詳細はHPを検索いただくか直接お問い合わせください。

▲敬老祝金事業

◎長寿をお祝いして、敬老の祝金を支給します。

対象者：88 歳、100 歳、最高齢の男女

▲緊急通報システム事業

◎緊急時に、通報装置等で通報受信センターへ緊急通報を行います。

対象者：おおむね 65 歳以上。一人暮らし・高齢者世帯。

▲日常生活用具貸与事業

◎高齢者の生活を支援する用具を無料で貸与します。

対象者：短期間の用具利用により生活の維持向上を図る必要がある人。

▲配食サービス事業

◎栄養バランスの取れた食事の定期的配達と安否確認を行います。

対象者：住民税所得割が非課税な 65 歳以上の高齢者世帯で、食事の用意が困難な人。

▲高齢者補聴器購入費助成事業

◎聴力が低下してきたために日常生活に支障をきたしている高齢者の方を対象に、補聴器の使用による社会参加の促進を目的とし、補聴器購入費用の一部を補助します。

対象者：65 歳以上の市内在住者。聴覚障がい身体障害者手帳の交付を受けておらず、耳鼻咽喉科の医師により、補聴器の装用が必要であると診断されている人。市税を滞納していないこと。市民税の所得割額が 46 万円以上の人がない世帯。

☆介護が必要な人（要介護、要支援認定を受けている人）向けサービス

■問い合わせ 福祉課 高齢者・包括支援係 ☎内線 415・416

※詳細はHPを検索いただくか直接お問い合わせください。

▲福祉有償運送サービス事業

◎一人で公共交通機関を利用できない高齢者等の外出を支援します。

対象者：要支援、要介護認定者。身体障害者手帳の交付を受けている人。

一人暮らし・高齢者世帯。

▲介護用品引換券交付事業

◎在宅（15日以上／月）で介護が必要な人及びその介護者におむつ券を支給します。

対象者：市民税非課税世帯。要介護1以上の人。

▲福祉タクシー乗車券交付事業

◎障害者・高齢者が外出時タクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。

対象者：前年所得税非課税世帯。要支援～要介護2の認定者、対象者がいる世帯で、昼間の交通手段がない世帯。

▲寝たきり老人等介護者慰労金事業

対象者：在宅で要介護3以上の人を6カ月以上介護している人。

▲寝たきり老人等寝具クリーニングサービス事業

◎寝具（敷布団、掛布団、毛布）のクリーニング費の一部を助成します。

対象者：在宅で要介護認定を受けている人。

▲高齢者にやさしい住宅改良促進事業

◎居住環境を改善し日常生活の自立を支援します。

対象者：要支援、要介護認定を受けた65歳以上の人がある世帯で、所得税世帯合計8万円以下の世帯。

▲寝たきり高齢者等訪問理美容サービス助成事業

◎自宅で理美容サービスを受けた料金（訪問料）の一部を助成します。

対象者：要介護3以上の認定を受けた65歳以上の人で、店舗に出向くことができない方。

☆介護保険対象外の人向けサービス

■問い合わせ 福祉課 高齢者・包括支援係 ☎内線 415・416

※詳細はHPを検索いただくか直接お問い合わせください。

▲生活支援員派遣事業

◎支援員を派遣して家事等の日常生活上の援助を行います。

対象者：おおむね 65 歳以上の者で構成されている世帯。

▲除雪費助成事業

◎雪下ろしが困難な世帯に対して作業賃の一部を助成します。

対象者：おおむね 65 歳以上。雪下ろしのできない世帯。一人暮らし・高齢者世帯。
市民税非課税世帯。

▲生活管理指導短期宿泊事業

◎一時的な養護老人ホームの入所を支援します。

対象者：おおむね 65 歳以上。在宅で生活する虚弱な方。

☆地域包括支援センターの役割

■問い合わせ 福祉課 高齢者・包括支援係 ☎内線 417・418・419

※詳細はHPを検索いただくか直接お問い合わせください。

▲総合相談の窓口

◎北部地域包括支援センター

対象地区：大町地区の三日町、俵町、不二塚町、大黒町、相生町、九日町、
六九町、幸町、名店街、上仲町、下仲町、八日町、仁科町、高見町、
桜田町、南原町、堀六日町、白塩町、山田町、北山田町、宮田町、
大原町、若原町、栄町、大原 2 号団地、中原町、東中原町、北原町、
十日町、高根町、和町、平地区、美麻地区

◎南部地域包括支援センター

対象地区：大町地区の神栄町、五日町、旭町、日の出町、光明町、東町、
下白塩町、大新田町、東若宮町、西若宮町、若宮町、
昭電第二アパート、昭電白馬荘、昭電第七アパート
常盤地区、社地区、八坂地区

☆介護予防事業

■問い合わせ 福祉課 高齢者・包括支援係 ☎内線 417・418・419

※詳細はHPを検索いただくか直接お問い合わせください。

▲介護予防教室

◎自治会単位で行う複合体操教室、マシントレーニングを行う貯筋塾、ゆっくりと体操する一般介護予防体操教室など、様々な運動教室があります。

対象者：おおむね 65 歳以上で、健康づくりに取り組みたい人

▲介護予防講師派遣（地域リハビリテーション活動支援事業）

◎自治会や趣味の集まりなど、高齢者の通いの場に、体操や口腔衛生、栄養改善、生活習慣病予防等に関する講師を派遣します。

対象者：おおむね 65 歳以上の人

▲通いの場

◎市内にある様々な通いの場に参加し、心身の健康づくりに取り組みます。希望者には、通いの場をご紹介します。

対象者：おおむね 65 歳以上で、健康づくりに取り組みたい人

▲訪問指導

◎看護師や栄養士、保健師による定期的な訪問を行い、心身の健康状態の維持を図ります。

対象者：65 歳以上で要介護認定を受けていない、医療や栄養面の定期的な相談や指導が必要ない人

▲短期集中トレーニング（訪問 C 型）

◎専門家が個人ごとに日常生活の改善や、運動プログラムの作成、筋トレ等を 3 カ月集中的に行います。

対象者：事業対象者、要支援 1・2 の人

▲介護者の会

◎介護者相互の情報交換や、学習会を通じて介護者の心身のリフレッシュを図ります。

対象者：在宅で家族等の介護を行っている人

▲買物サポート事業

◎協力店舗で買い物した商品を無料で自宅まで配達します。

対象者：日用品などの買い物時に支援を必要とする 65 歳以上の人

☆障がい者福祉

■問い合わせ 福祉課 福祉係 ☎内線 412・413・414

▲障害者手帳

◎身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた人に交付される手帳です。障がいの程度により、1 級から 6 級までに区分され、認定された等級に応じて各種福祉サービスを受けることができます。

身体障害者手帳は次の障がい対象となります。

- ・視覚障がい
- ・聴覚障がい
- ・平衡機能障がい
- ・音声・言語機能障がい
- ・そしゃく機能障がい
- ・肢体不自由（上肢・下肢・体幹等）
- ・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓の機能障がい

手帳の紛失や汚損による再交付、氏名や住所等の記載事項変更、対象者が死亡した際の返還については、届出が必要です。

◎療育手帳

知的な障がいがあると判定された人に交付される手帳です。障がいの程度により、A 1、A 2、B 1、B 2 の等級に分けられ、認定された等級に応じて各種福祉サービスを受けることができます。

手帳の紛失や汚損による再交付、氏名や住所等の記載事項変更、対象者が死亡した際の返還については、届出が必要です。

◎精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳です。精神疾患の状態と能力障害の両面から総合的に判断し、1 級から 3 級までに区分されます。有効期間は 2 年間です。

認定された等級に応じて各種福祉サービスを受けることができます。

有効期間の更新、手帳の紛失や汚損による再交付、氏名や住所等の記載事項変更、対象者が死亡した際の返還については、届出が必要です。

▲特別障害者手当

精神または身体に著しい重度の障がいがあることから、日常生活に常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の人に支給されます。所得制限があり、また施設入所者及び 3 カ月以上の入院者は対象外となります。

▲障害児福祉手当

精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の人に支給されます。所得制限あり、また施設入所児童は対象外となります。

▲介護慰労金

特別障害者手当の受給者及びこれと同程度の障がいを有し、3 歳以上で常時複雑な介護を必要とする 65 歳未満の者、又は介護保険制度において要介護 3 以上の重介護に認定された者と同居し、6 カ月以上介護している方に支給されます。

▲自立支援医療（更生医療・育成医療）

身体上の障がいを除去したり、障がいの程度を軽くしたりするために必要な医療費の一部を公費で負担します。世帯の所得に応じた自己負担があります。

利用の要件は障がいの内容により異なりますので福祉課福祉係へお問い合わせください。

▲自立支援医療（精神通院）

精神疾患（てんかんを含む）で、通院による治療を継続する必要がある人の医療費負担を軽減する制度です。自己負担が原則 1 割となる他、世帯の所得に応じた自己負担上限額が設定されます。通院する医療機関（病院・薬局・訪問看護）を指定して利用することができます。

▲補装具の交付・修理

身体のハンディを補うための補装具が必要と認められた人に交付・修理をします。交付には、指定医の判定が必要です。なお、上限額を超えた分は自己負担となります。（※介護保険対象者は介護保険が優先となります）

▲日常生活用具の交付・貸与

在宅の重度障がい（児）者の日常生活を容易にするための日常生活用具を交付・貸与します。世帯の所得状況により一部自己負担があります。（※介護保険対象者は介護保険が優先となります）

▲タクシー券の交付

1・2・3級の下肢・体幹、1・2級の上肢、1・2級の内部、1・2・3級の視覚障害者、療育手帳所持者に年間24枚（内部障がいのために人工透析を受けている人は48枚）の基本料金分のタクシー券を交付します。（市内タクシー業者のみ利用が可能。なお、自動車税減免手続きをとった方は対象外）

▲障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスには、日常生活に必要な介護支援を提供する「介護給付」と、自立した生活を送るために必要な訓練の機会を提供する「訓練等給付」。また、地域の生活への移行や定着を支援する「地域相談支援給付」があります。

サービスを利用するには、市に相談・申請が必要です。相談支援専門員がサービス利用の相談を受け、サービス等利用計画を作成します。必要な場合は、障害支援区分の認定審査を受け、支援区分が決まり、サービスの内容が決まります。詳しくは福祉課福祉係へお問い合わせください。

▲その他の障がい者福祉制度について

障がいがある方が利用できるサービスや割引・助成制度については「障がい者福祉制度のあらまし」に詳細を取りまとめてあります。福祉課窓口で配布したり、市のホームページにも掲載したりしていますのでご確認ください。

☆生活保護・生活困窮

■問い合わせ 福祉課 福祉係 ☎内線 412・413・414

▲生活保護

病気や失業等により収入を得ることが出来ない等で、社会保障制度を活用したり親族等からの支援を受けたりすることが出来ない場合、一定の条件の元、生活費や医療費等の援助を受けることが出来ます。

▲中国残留邦人等支援

永住帰国した中国残留邦人の方が安心して地域で生活出来るように相談にのったり支援給付をおこなったりします。

▲生活困窮者自立相談支援

社会福祉協議会内の「まいさぼ大町」において、様々な事情で経済的な不安がある方の、生活や仕事また住まいについての心配事に無料で相談にのっています。

▲住居確保給付金

社会福祉協議会内の「まいさぼ大町」を窓口にも、離職などで住居を喪失している、または喪失する心配がある方を対象に、原則3カ月を限度に住居確保給付金を支給します。

▲生活福祉資金貸付け

社会福祉協議会において低所得世帯などを対象に経済的自立等の目的で、低金利で貸付けを行っています。

▲大町市社会就労センター・美麻福祉企業センター（授産施設）

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情（要保護等）により就業能力の限られている者に対し、就労又は技能修得の機会を与える施設で自立及び社会参加の促進を図ります。

〇ごみ出し

▲ごみ収集

■問い合わせ 生活環境課 環境衛生係 ☎内線 461・462

◎ごみ収集日

各ご家庭に配布の収集日程表をご確認ください。

(お手元がない場合は市HPをご覧くださいか生活環境課までお問い合わせください)

◎ごみの分別

各ご家庭に配布の「ごみ・資源物の分け方出し方」・「ごみ分別区分の手引き」をご確認ください。

(お手元がない場合は市HPをご覧くださいか生活環境課までお問い合わせください)

◎粗大ごみの処理 (有料)

粗大ごみの回収は、地区別に拠点回収を実施しています。回収日などは、「広報おおまち」でお知らせします。

また、粗大ごみは、拠点回収以外に、処理事業者へ直接搬入することができます。詳しい内容は、事業者または生活環境課 環境衛生係までお問い合わせください。

◎粗大ごみ処理料金 (拠点回収時)

※処理費用は変動する可能性があります。(処理費用は令和8年4月現在)

種類		品目例	処理費用
可燃性粗大ごみ		通常、北アルプスエコパークで引き取れないものも、拠点回収では引き取れます。 (厚さ太さが5cm以上の木材など)	20 円/kg
金属製粗大ごみ	一般	ガスレンジ、 <u>反射式ストーブ</u> 、スチール机、椅子など	77 円/kg
	スキー板など	スキー板、スノーボード	88 円/kg
	エンジン付きのもの	草刈り機、オートバイなど	77 円/kg
	電化製品	<u>ファンヒーター</u> 、 <u>電子レンジ</u> 、 <u>扇風機</u> 、 <u>ステレオ</u> 、 <u>ビデオデッキ</u> 、ボイラーなど	77 円/kg (下線のついた小型家電は北アルプスエコパーク・大町リサイクルパークでは無料)
	混合製品	自転車、三輪車、ソファ、スプリング入りマットレスなど	
畳			77 円/kg
バッテリー		車載用バッテリー	小 330 円 大 550 円

◎廃タイヤ処理料金

タイヤサイズ	ホイール無	ホイール有	備考
自転車	50 円	100 円	
バイク (50cc 以下)	100 円	150 円	
500-10 ～ 145R12・13 インチ バイク (50cc 以上)	150 円	200 円	軽トラック、 軽乗用車
14 インチ 185/65R15 ～ 205/65R18	200 円	250 円	普通乗用車等
2 t トラックのタイヤ、 R V 車用タイヤ	250 円	300 円	2 t トラック R V 車 (大きいサイズ)
3 t トラックのタイヤ	300 円	350 円	
750・825R16 235/70R17.5 225/80・90R17.5	400 円	450 円	4 t トラック
750R18	1,000 円	1,100 円	
215・225・245・ 265/70R19.5	1,000 円	1,100 円	大型トラック 低床タイプ
11R22.5、12R22.5 100R20、1100R20 1200R20	1,000 円	1,100 円	大型トラック
A G (農機具)、 O R (1300R20 以上)	サイズにより異 なる	100 円増し	

◎手続き・注意事項

- ・当日、業者が回収に来ますので、処理費用を添えて排出してください。
- ・産業廃棄物の持ち込みはできません。
- ・通常北アルプスエコパーク・大町リサイクルパークでは、表にある粗大ごみは引き取りできませんので、ご注意ください。

◎粗大ごみを直接持ち込める業者

■平田商店 (タイヤを除く) TEL22-4714 ○営業時間 月～金曜日…午前9時～午後4時 土・日曜日、祝日…午前9時～正午	
■タカダ (タイヤを除く) TEL23-2066 ○営業時間 月～金曜日…午前7時30分～正午 土・日曜日、祝日…休み ■子田商会 (タイヤのみ) TEL22-7250 ○営業時間 月～金曜日…午前8時～午後5時 土・日曜日、祝日…午前8時～正午	
■高橋商店 (タイヤを除く) TEL22-2185 ○営業時間 月～土曜日…午前8時～午後5時 日曜日、祝日…休み	

※直接持ち込みでの処理料金は、拠点回収の処理料金と同額か、それ以下になります。

◎資源物の種類と出し方の注意点

種類		出し方の注意
びん	無色（透明）	・洗っても汚れが落ちないビンは「瀬戸物・ガラス屑」に出してください。 ・ラベル以外の異物（キャップや注ぎ口、ワイン瓶の口に付いている金属フィルム）は必ず取り除き、洗ってから出してください。 （打栓式キャップは無理に取らなくても構いません） ・絵がビンに直接印刷されていても構いません。 ・曇りビンは、口先や底部分を光にかざすと色が判別しやすいです。 ・ビールビンや一升ビンは「リターナブルビン」で繰り返し使うことができるビンです。できる限り購入店に引き取ってもらるか、北アルプスエコパーク・大町リサイクルパークに直接持ち込んでください。
	茶色	
	その他の色	
ペットボトル		・異物を取って水でゆすいで軽くつぶして出してください。 ・洗っても汚れが落ちないペットボトルや工作などで切ったペットボトルは燃えるごみに出してください。 ・取っ手付きペットボトルの取っ手は、付けたまま出してください。 ・プラマークの表示しかないボトルは、素材に関係なく「その他プラ」に出してください。 ・キャップは洗浄して乾かしてから「その他プラ」に出してください。（プラマークのラベルは「その他プラ」へ、紙マークのラベルは「その他紙製容器包装類」へ） ・口先のプラスチック製リングは取らずに出すことができます。
白色トレイ		・表裏が白色のものを出してください。 ・洗って乾かして出してください。 ・洗っても汚れが落ちないトレイは燃えるごみに出してください。 ・納豆の容器や持ち帰り用の弁当の容器は「その他プラ」に出してください。 ・工作などで切ったものは燃えるごみに出してください。
紙パック		・水でゆすいで切り開いてよく乾かしてから出してください。 ・中が茶色や銀色の紙パックは燃えるごみに出してください。 ・工作などで細かく切った紙パックは燃えるごみに出してください。

		・紙パックに付いているプラスチック製の注ぎ口は、切り取って「その他プラ」に出してください。
	アルミ缶	・缶詰めの缶（フタも可） ・水でゆすいで、軽くつぶして出してください。 ・鍋やアルミホイルなどアルミ製でできていても空き缶以外のものは金属類のごみとして出してください。 ・ボトルタイプのフタはアルミ缶と一緒に出すことができます。洗って乾かしてから、取り外した状態を出してください。 ・栄養ドリンクなどのビンの金属フタは金属類に出してください。
容器包装類 その他紙製	紙箱類	・紙以外の異物（ビニール、プラスチック、金属など）を取り除き、平らにつぶして出してください。 ・筒型の容器は平らにつぶして出してください。 ・筒型の容器で、底が金属製でできているものは、金属部分を取り除いてください。
	包装紙類	・紙以外の異物（セロテープやシール）を取り除き、軽くたたんで出してください。
	紙袋類	・手提げ袋のビニールやプラスチックの部分は取り除き、軽くたたんで出してください。
	台紙類	・紙以外の異物（ビニール、プラスチック、金属など）を取り除いて出してください。
【その他プラ】 プラスチック容器包装製品	包装袋外装	・中身が残っていないか確認し、中を洗って乾かしてから出してください。 ・ブロック状の発泡スチロール緩衝材や発泡スチロール箱は燃えるごみに出してください。
	カップ容器	・プリン・ヨーグルトのカップ、カップラーメンのカップ、ひとくちゼリーの容器などゆすいで乾かしてから出してください。
	色つきトレイ類	・洗って、乾かしてから出してください。
	ボトル類キャップ	・洗って、乾かしてから出してください。なお、ポンプ・トリガーは燃えるごみに出してください。
	製品プラスチック	・100%プラスチック素材を使用したきれいなもの。 ・素材の長さが 50cm 以下で厚さが 5mm 以下のもの（発泡スチロールは厚さ 5mm 以上でも可）。
古紙類	新聞	・ヒモで十文字に縛り、出してください。広告を入れても大丈夫です。
	雑誌	・ヒモで十文字に縛り、出してください。広告を入れても大丈夫です。
	ダンボール	・ヒモで十文字に縛り、出してください。ダンボールの目安は、断面がギザギザになっているものです。
	ざつがみ	・ざつがみりサイクル袋や封筒、紙袋に入れ雑誌置場に出してください。また、雑紙にはさんで出しても構いません。 - ざつがみ例：封筒、ハガキ、メモ用紙、レシートなど

○住宅

▲公共の住宅

公共（地方公共団体）が運営管理する賃貸住宅は、市が管理する市営住宅、定住促進住宅および雇用促進住宅、このほかに県が管理する県営住宅があります。

市営住宅

■問い合わせ 建設課 建築住宅係 ☎内線 694・695

収入が一定の範囲内にあり、住宅にお困りの人が入居できる住宅で、市が管理しています。申し込み方法などの詳細については、お問い合わせください。

◎市営住宅の家賃

市営住宅の家賃は、入居者の収入や住宅の規格などにより決定します。このため、世帯収入の増減により家賃が変わる場合があります。

◎申込みできる人

次の条件を満たしている人です。

- ・現在、住宅に困っていることが明らかなこと
- ・市内に住所または勤務先があること（八坂・美麻地区にある住宅は、市外にお住まいの人も申し込みできます）
- ・単身世帯または現に同居し、もしくは同居しようとする親族（3カ月以内に婚姻を予定している人も含む）があること（単身世帯は申込みできない住戸があります）
- ・世帯の収入月額が一定基準の範囲内であること（一般世帯で月15万8千円以下）
- ・国税および地方税などを滞納していないこと
- ・入居申込者または同居親族が暴力団員でないこと

※犬猫など、ペットの飼育は禁止です。

◎募集方法

住宅に空きが出た場合、2月、4月、6月、8月、10月および12月の初旬から中旬にかけて「定期募集」を行います。定期募集で応募者のなかった住宅は、定期募集後に「随時募集」を行います。募集案内はホームページのほか、「広報おおまち」にも掲載します。（定期募集のみ）

定住促進住宅

■問い合わせ 八坂支所 TEL26-2001 美麻支所 TEL29-2311

定住と地域振興を図る目的で設置された住宅で、市営住宅とは異なり、一定以上の所得があるなどを入居資格として、Iターン、Uターンなどの人に入居いただいております。申し込み方法などの詳細については、各支所へお問い合わせください。

◎申し込みできる人

次の条件を満たしている人です。

- ・同居し、または同居しようとする親族のある人（3カ月以内に婚姻を予定している人を含みます）
- ・収入が、家賃および共同施設の維持管理費の合計額の2倍以上あること（入居後3年以内にその額に達すると見込まれる人を含みます）
- ・国税および地方税などを滞納していないこと
- ・長期にわたり居住することが明らかで、自治会等の地域活動に積極的に参加できること
- ・入居申込者、または同居親族が暴力団でないこと

※犬猫など、ペットの飼育は原則禁止です。

◎募集方法

募集案内は、ホームページのほか「広報おおまち」にも掲載します。

◎入居者の選考方法

入居者の選考は、市民の中から有識者8人以内をもって構成する「入居者選考委員会」の意見を聴いて、市長が決定します。

雇用促進住宅

■問い合わせ 建設課 建築住宅係 ☎内線 694・695

勤労者の生活および就業の安定を図る目的で設置された住宅で、市営住宅と異なり、勤労者または勤労者となることが見込まれる人で、一定以上の所得のある人が入居できます。申し込み方法などの詳細については、お問い合わせください。

◎住宅のあらまし

- ・所在地 社 4682-520
- ・団地名 サンコーポラス大町
- ・建設年度 平成 10 年度
- ・構造 鉄筋コンクリート造 5 階建て
- ・間取り 3DK

◎設備の状況

- ・水洗（公共下水道接続）
- ・ユニットバス、浴槽、給湯器（浴室、洗面所へ給湯）

※ エレベーター設備はありません。ガスコンロ、台所瞬間湯沸かし器、居室照明器具については、入居者にご用意いただきます。

◎駐車場

入居者が使用できる有料駐車場（月額 1 台当たり 2,500 円）を備えています。

◎申込みできる人

次の条件を満たしている人です。

- ・勤労者または勤労者となることが見込まれること
- ・上記の資格を有する人と同居する人がいる場合は、親族または入居者と同姓である単身世帯の勤労者（2 名以内）であること
- ・入居者の収入（同居親族がいる場合は合算額、親族以外の同居者である場合はそれぞれの収入額）が家賃の 2 倍以上であること。または入居後 3 年以内に 2 倍以上に達すると見込まれること
- ・国税および地方税などを滞納していないこと
- ・共同施設管理組合に加入し、組合活動に参加できること
- ・入居申込者または同居者が暴力団員ではないこと

※犬猫など、ペットの飼育は禁止です。

県営住宅

収入が一定の範囲内にあり、住宅にお困りの人が入居できる住宅で、長野県が管理しています。大町市内の県営住宅のあらまし、申し込み方法などの詳細については、大町建設事務所整備・建築課 TEL22-5111（代表）へお問い合わせください。

○水道・下水道・合併浄化槽

■問い合わせ 上下水道課内 お客様サービスセンター

委託先（CDCアクアサービス株式会社 大町営業所） TEL22-0810

▲水道

◎水道の使用開始の手続き

○窓口で手続きをする場合

・届出事項

氏名、連絡先、開栓場所の住所（番地・アパートなどの名称・部屋番号）、希望日時

○電話で手続きをする場合

・電話で氏名、連絡先、開栓場所の住所、希望日時を伝えてください。

・開栓当日現場において、開栓届に必要な事項の記入をお願いします。

○インターネットで手続きをする場合

・市ホームページから申し込みができます。

・申し込み可能な使用開始日は、申し込み日の3営業日後から1カ月後までです。

・後日、電話で確認をさせていただき、申し込みが成立となります。

・詳細は市ホームページをご確認ください。（市民の方へ>くらし>水道・下水道・浄化槽・温泉）

◇いずれの場合も使用開始日には、立ち会いをいただくことが原則となっています。その際、すべての蛇口で水が出るか確認してください。

◎使用開始の際立ち会いできない場合

○事前に窓口で開栓届を記入し、手続きが済んでいる人、又はインターネットで手続きをした人

・入居時に、すべての蛇口で水が出るか確認してください。

・水が出ない場合は、漏水などのため、メーターボックス内の止水栓で止めている場合があります。通知を置いておきますので、内容を読んでご対応願います。

凍結防止などのため、不凍栓で水を止めている場合がありますので、ご確認ください。

○電話で使用開始の連絡をし、開栓届が未記入の人

・『開栓届』のハガキを置いておきますので、必要事項を記入し、ポストに投函してください。

※提出がないと給水を停止する場合があります。

・入居時に、すべての蛇口で水が出るか確認してください。

・水が出ない場合は、漏水などのため、メーターボックス内の止水栓で止めている場合があります。通知を置いておきますので、内容を読んでご対応願います。

凍結防止などのため、不凍栓で水を止めている場合がありますので、ご確認ください。

◎水道の使用休止の手続き

○窓口または電話で手続きをする場合

・届出事項

住所（番地・アパートなどの名称・部屋番号）、氏名、電話番号、使用中止日時、ご連絡先住所（引っ越し先住所）

- ・使用を休止する際は、立ち会いの必要はありません。
- ・電話で使用休止の連絡いただく場合、その時点で未納料金があると受付できないことがあります。

○インターネットで手続きをする場合

- ・市ホームページから申し込みができます。
- ・申し込み可能な使用開始日は、申し込み日の3営業日後から1カ月後までです。
- ・後日、電話で確認をさせていただき、申し込みが成立となります。
- ・詳細は市ホームページをご確認ください。（市民の方へ>くらし>水道・下水道・浄化槽・温泉）

◎水道料金が減免される場合

○地下漏水

- ・漏水により減免の対象となるのは、地下で漏水している場合などで、市の指定給水装置工事事業者へ依頼し、掘削作業を行い修繕した場合です。

※蛇口の部分が劣化して漏水した場合などは、部品を交換しても減免の対象になりません。

- ・修繕後に業者から受け取った「故障修理伝票」をお持ちの上、サービスセンター窓口で「上下水道料減免申請書」に必要事項を記入し、提出してください。

※大町市の指定給水装置工事事業者で修繕工事を行わないと減免の対象になりません。

- ・減免水量の算出方法についての詳細は、上下水道課へお尋ねください。減免の対象期間は1回の漏水につき2期（4カ月分）です。

○管理事故

- ・蛇口の閉め忘れ、トイレの故障などが原因で平均使用水量の5倍を超えるような水を使用した場合は減免の対象となります。

※使用水量の平均値が基本水量以下の場合は基本水量の5倍の数量とします。基本水量は2カ月で20 m³です。

- ・サービスセンター窓口で「上下水道料減免申請書」に必要事項を記入し、提出してください。
- ・減免されると平均使用水量の5倍の数値まで減算します。

◎水道料金の計算

水道料金表（1カ月当たり：税抜き）

専用給水 (一時給水 を除く)	基本料金			超過料金	
	基本水量	メーター口径	料金	基本水量を超える 1 m ³ につき	
				用途区分	単価
	10 m ³ まで	13mm	1,200 円	一般家庭・ 病院用	140 円
		20mm	1,300 円		
		25mm	1,400 円		
30mm		1,500 円	公衆浴場用	50 円	
40mm		1,600 円			
50mm	3,000 円				

		75mm	3,800 円	その他	160 円
		100mm	4,700 円		

◎公営簡易水道料金の計算

公営簡易水道料金表（1 カ月当たり：税抜き）

基本料金		超過料金
基本水量	料金	基本水量を超える 1 m ³ につき
10 m ³ まで	1,700 円	150 円

◎水道工事（給水装置の新設・増設・改造および修繕）

必ず大町市指定給水装置工事事業者で施工してください。指定給水装置工事事業者以外では施工できません。無届で工事などを行いますと、給水条例により給水停止や過料が科せられますのでご注意ください。

▲下水道

◎下水道への早期接続にご協力を

せっかくの下水道施設も、皆さん一人一人が利用しなければ、地域の環境衛生に効果がありません。清潔で住みよい地域とするために、下水道への早期接続にご協力をお願いします。

◎工事は「下水道排水設備指定工事店」へ

台所・洗濯・風呂・水洗トイレなど家庭から出る汚水を、下水道に流す役割を果たす設備を「排水設備」といいます。公共マスまでの排水設備や水洗トイレなどの工事は、個人施工になります。

また、その工事は、市が指定した「下水道排水設備指定工事店」でなければできません。

指定工事店には、排水設備の専門的な技術と知識を持った「下水道排水設備工事責任技術者」がいますので、安心して工事を任すことができます。

◎下水道使用料

下水道が使用できるようになると、流した汚水の量に応じて、使用者から下水道使用料をいただくことになります。お支払いいただいた使用料は、処理場や下水道管の維持管理に要する経費や建設に要した地方債の返済に充てます。

下水道使用料は、原則的には上水道の使用水量に基づいて算出しますが、井戸水などの上水道以外の水を使用している場合には、その用途などを調査の上、認定して算出します。

上水道の使用水量は、2 カ月ごとに行う検針によって得た水量です。また、上水道の使用水量に基づく下水道使用料は上水道料金と合わせて、上下水道料として2 カ月ごとの納付になります。

◎下水道料金の計算

下水道使用料金表（1 カ月当たり：税抜き） ※この表は平成 25 年 4 月 1 日から適用

基本使用料		超過使用料	
使用水量	使用料	使用水量	使用料
10 m ³ まで	1,550 円	11 m ³ ～ 20 m ³	190 円
		21 m ³ ～ 30 m ³	200 円
		31 m ³ ～ 50 m ³	210 円
		51 m ³ ～100 m ³	220 円
		101 m ³ ～300 m ³	240 円
		301 m ³ ～500 m ³	250 円
		501 m ³ 以上	260 円

▲合併浄化槽設置に関する支援

■問い合わせ 上下水道課内 大町市浄化槽管理組合 ☎23-5180

◎浄化槽設置事業補助金

個別処理区域内（下水道処理区域外）に、浄化槽を設置する人が対象です。浄化槽の人槽や処理方法に応じて補助金額が変わりますので、ご相談ください

◎浄化槽は日常の維持管理が大切

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置です。微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理することが大切で、このため次の事項が法律により義務付けられており、それぞれ費用の負担が生じます。維持管理や専門業者などについては、上下水道課内大町市浄化槽管理組合にお問い合わせください

・登録業者による保守点検

保守点検は、浄化槽の点検や装置の調整・修理・消毒剤の補充などを行います。長野県知事に申請し、登録した保守点検業者へ依頼してください。

・許可業者への清掃委託

適切な管理を行うため、年に 1 度の浄化槽の清掃が義務付けられています。

保守点検業者と相談をし、市の許可を受けた浄化槽清掃業者へ依頼してください。

・指定検査機関による法定検査

使用開始後 3 カ月を経過した日から 5 カ月以内に 1 回受ける 7 条検査と、その後 1 年に 1 回、長野県が指定した検査機関による 11 条検査が義務付けられています。

◎浄化槽管理事業補助金

個別処理区域（下水道処理区域外）に浄化槽を設置し住んでいる方が、大町市浄化槽管理組合に加入することを条件として、年間 3 回以上行う保守点検業務に対して、上限 20,000 円まで、大町市浄化槽管理組合から業者へ直接支払う形で管理費の一部補助を行っております。対象と思われる方はご相談ください。

○商工業

▲空き店舗活用事業（家賃補助・改修補助）

■問い合わせ まちづくり産業課 商業労政係 ☎内線 542

中心市街地の空き店舗を活用し、開業しようとする人を支援することで、街の活性化を図る事業です。

◎対象施設・補助率等・地域・要件

	活用店舗等の区分	補助率等	対象となる地域	空き店舗の要件	継続要件
家賃補助	商業・サービス業施設 （風俗営業の用に供する施設は除く）	家賃の2分の1以内 月額10万円 （12カ月を限度）	・中心市街地に存在する建物 ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に規定する商業地域および近隣商業地域ならびにこれらの地域に隣接する地域で市長が特に認めた場所に存在する建物であること	過去に商店・事務所などに使用されていたもので、申請時点において90日以上利用されていない建物	施設として3年以上継続して活用するもの
	事務所など （倉庫・ガレージ・住宅は除く）	家賃の3分の1以内 月額10万円 （12カ月を限度）			
改修補助	商業・サービス業 （風俗営業の用に供する施設は除く）の施設として改修するもの	改修費用の3分の1以内 100万円を限度	・中心市街地に存在する建物 ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に規定する商業地域および近隣商業地域ならびにこれらの地域に隣接する地域で市長が特に認めた場所に存在する建物であること	過去に商店・事務所などに使用されていたもので、申請時点において90日以上利用されていない建物	施設として3年以上継続して活用するもの
	商店街の集客施設 （ギャラリー・多目的ホール・フリーマーケットなど）として改修するもの	改修費用の2分の1以内 500万円を限度			

▲店舗改修事業補助

■問い合わせ まちづくり産業課 商業労政係 ☎内線 542

店舗の魅力および集客力の向上、事業を継続するための改修工事等に支援し、街の活性化を図る事業です。

◎対象施設・補助率等・地域・要件

	活用店舗等の区分	補助率等	対象経費	対象となる地域	活用要件
店舗改修	市内で1年以上継続して小売業、宿泊業、飲食サービス業または生活関連サービスを営む者	1／2以内 限度額：50万円	店舗の改修工事等に要する費用（住宅、倉庫または車庫の用に供する部分の改修工事等に係る経費は除く）	都市計画法第8条第1項に規定する近隣商業地域若しくは商業地域またはこれらの地域に隣接する地域	市の定めた区域内に存在する建物（店舗）を市内の事業者により改修する事業者が対象

▲大町市中心市街地振興条例に基づく助成制度

■問い合わせ まちづくり産業課 商業労政係 ☎内線 542

中心市街地に集客施設等を新築・全部改築する事業者に対し、建築費と固定資産税等に相当する額を助成することにより、都市機能の充実を促進し、中心市街地の活性化を図ります。

◎対象者及び対象区域

中心市街地※1に集客施設等※2を新築・全部改築する事業者が対象です。

※1 中心市街地：大町市中心市街地活性化基本計画に定められた区域（105ha）

※2 集客施設等：日本標準産業分類に定める業種のうち、市長が定める業種の用に供する施設

◎助成対象経費と助成額等

事業の種類	対象経費等	助成額等
建築費等助成金 ※3	集客施設等を新築又は全部改築するために要した建築費用及び設備費用(解体費用を除く)	100 分の 5 相当額 限度額：5 千万円
固定資産税等助成金 ※4	建築費等助成金の対象となった集客施設等の建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額	新築又は全部改築した集客施設等の営業開始日以後、賦課年度から 3 年間

※3 ※4 住宅の用に供する部分及びリース物件は対象経費から除く。

○農業・林業

▲補助金

■問い合わせ 農林水産課 農業推進支援係 ☎内線 631・632・633・634
大町市 21 農業推進支援センター TEL26-5101
農業振興係 ☎内線 635・636
庶務係 ☎内線 662・663

大町市の農業振興を図るための各種補助制度があります。補助の内容や条件、対象経費や対象者などの詳細につきましては農林水産課へお問い合わせください。

補助事業の種類	
園芸振興事業（農業推進支援係）	
	園芸生産機械整備事業、果樹改新植事業、園芸生産振興事業、 園芸産地体制整備特認事業、園芸生産施設整備事業、ぶどう生産振興事業
環境保全型農業推進事業（農業振興係）	
農作業維持体制構築事業（農業推進支援係）	
地域特産加工事業（農業推進支援係）	
農作物被害防止事業（農業推進支援係）	
	りんご腐乱病および黒星病防除事業
農作物被害防止事業（庶務係）	
	有害鳥獣等被害防止事業、新規狩猟免許取得事業、新規銃猟者確保事業
就農者育成事業（農業振興係）	

▲伐採及び伐採後の造林に関する届出

■問い合わせ 農林水産課 森林振興係 ☎内線 664・665

森林を伐採するときは「伐採及び伐採後の造林の届出書」による届出が必要です。

◎「伐採及び伐採後の造林の届出書」とは

森林の立木を伐採するときには、伐採する 90～30 日前までに市へ届出することが森林法で義務付けられています。これは無秩序な伐採によって、森林の持つ多様な機能が失われることのないようにするもので、届出により伐採及び伐採後の造林の内容を大町市森林整備計画と整合し確認します。

◎届出の対象となる森林

届出が必要となる森林は「地域森林計画対象森林」となっている民有林です。伐採しようとする森林が保安林・保安施設に指定されている場合は、北アルプス地域振興局林務課への届出もしくは許可申請が必要です。なお地域森林計画対象森林の区域内であるかどうかは、森林振興係で確認できます。

◎届出の期限

伐採を始める日の90～30日前までに提出してください。

◎届出を行う人

届出は「森林所有者」または「伐採を行う人」が届出書を提出してください。伐採を行う人が森林所有者ではない場合などには、森林所有者と伐採を行う人との連名で提出してください。

◎必要な書類

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書
- ・森林の位置図・区域図
- ・届出者の確認書類
- ・他法令の許認可関係書類
- ・土地の登記事項証明書等
- ・伐採の権原関係書類 隣接森林との境界関係書類
- ・上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

▲森林情報の利用

■問い合わせ 農林水産課 森林振興係 ☎内線 664・665

北アルプス地域振興局 林務課普及林産係 TEL23-6522

将来にわたり森林の持つ多様な機能を保つために、どのように森林を管理していくかを示したものが地域森林計画です。この計画の対象となる森林の区域や森林資源などの情報は、長野県林務部が保有する「森林簿」「森林計画図」などで確認できます。

▲森林の土地の所有者届

■問い合わせ 農林水産課 森林振興係 ☎内線 664・665

森林法改正により、新たに森林の土地の所有者となられた人は、事後届の提出が義務付けられました。森林の土地を取得した際には届出が必要です。

◎制度の目的

森林の所有者が分からないと、行政が森林所有者に対して助言などができないことや、森林を整備するために必要となる集約化を効率的に行えないため、森林の土地の所有者の把握を進めることを目的としています。

◎対象者

個人、法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している人は対象外です。

◎届出の期限

土地の所有者となった日から 90 日以内に届出をしてください。

◎必要な書類

- ・森林の土地の所有者届出書
- ・登記事項証明書等土地の権利を取得したことが分かる書類(写しでも可)
- ・土地の位置を示す図面

▲森林における開発行為

■問い合わせ 農林水産課 森林振興係 ☎内線 664・665

森林の水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった多様な機能が損なわれないよう森林外への転用を伴う伐採は、以下の目的や面積に応じて林地開発の許可を県知事より受ける必要があります。

目的	面積要件
太陽光発電施設の設置	0.5ha を超えるとき
上記以外	1.0ha を超えるとき

また、これを超えない場合であっても大町市に伐採届の提出が必要です。また、伐採の行為が大町市で定める条例等によりその他各種届出の対象となる場合があります。詳しくは森林振興係へお問い合わせください。

○市民活動支援

▲市民活動サポートセンターのご案内

■問い合わせ 庶務課 市民活動サポートセンター ☎内線 830・831

TEL85-0531 FAX85-0763

Eメール shiminkatsudou@city.omachi.nagano.jp

ホームページ <http://www.city.omachi.nagano.jp/>

市民活動サポートセンターでは、「市民参加と協働のまちづくり」を推進するため、市民の皆さまの自主的な地域づくり活動や自治会活動を支援しています。お気軽にご利用ください。

◎主な業務

○市民活動の支援

市民活動に関する相談、情報の収集・発信や、活動に必要な事務機器の貸出しを行っています。

○自治会の相談窓口

自治会活動や運営の相談をお受けしています。

○補助金申請・相談

地域づくり活動を財政面から支援する補助金などに関する相談、情報提供を行っています。

市民の自主的な活動を財政面から支援する、ひとが輝くまちづくり事業・花づくり活動事業補助金の相談、申請を受け付けています。（事業の詳細は市ホームページをご覧ください。）

◎開所日時

月～金曜日（土・日曜日、祝日、12/29～1/3を除く）

午前8時30分～午後5時15分

毎週月・木曜日は午後8時まで予約にて対応（予約は当日午後3時まで）

◎利用団体

自治会および市民活動団体

ただし、市民活動団体は団体登録が必要です。

◎場所

大町市役所 西庁舎1階



◎サービスメニュー

○パンフレットスタンド

さまざまな情報を提供しています。また、活動の PR にもご利用いただけます。

○打合せコーナー（10 人程度）

事務作業やミーティング、交流の場としてご利用ください。（要予約）

○イベントなどの情報発信

市ホームページ、サポートセンターFacebook への掲載、マスコミ各社への情報提供などにより活動の情報を発信します。

○事務機器の利用

- ・コピー機 白黒 1 枚 10 円/カラー1 枚 50 円（用紙サイズ A4・A3・B5・B4）
- ・印刷機 製版代 1 枚 40 円 インク代 10 枚ごと 10 円 ※用紙は各自ご用意ください。
- ・ラミネート 1 枚 30 円（A4・A3 対応）
- ・パソコン、紙折り機、裁断機、電動ホチキス（無料）

○事務機器等の貸出し（要予約）

パソコン、液晶プロジェクター、80 型ロールスクリーン、AED、ポータブルアンプ、非接触式温度計、アクリルパーテーション（無料）

○市民バス・ケーブルテレビ

▲市民バスふれあい号

■問い合わせ 情報交通課 交通政策係 ☎内線 853 TEL85-0070

◎運行日

月～金曜日

*運休 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◎運賃

区 分	大 人	小 人 (幼児～高校生)
現金乗車 (1人1乗車につき)	200 円 (常盤東コースのみ 300 円)	100 円 (常盤東コースのみ 200 円)
回数券 (12 枚綴り)	2,000 円 (常盤東コースのみ 3,000 円)	1,000 円 (常盤東コースのみ 2,000 円)

*乳幼児の料金取扱いや身体障害者手帳などをお持ちの方の割引運賃については、市民バス「ふれあい号」時刻表をご確認ください。

◎運行コース及び運行時刻

市内各コースの時刻表や路線図は、市民バス「ふれあい号」時刻表をご確認ください。

時刻表をご希望の方は、情報交通課交通政策係（総合情報センター内）にお越しいただくか、市役所総合案内にお申し出ください。

▲大町市ケーブルテレビ

■問い合わせ 情報交通課 D X 推進 ☎内線 852 TEL21-3805

大町市ケーブルテレビは平成 23 年 4 月に開局し、難視聴地域を含む市内全域で地上デジタル放送が視聴できるように整備・維持に努めています。テレビ放送・FM 放送の再放送のほか、自主放送チャンネルでは地域の話題や学校行事など市民のみなさんに密着した情報を提供しています。

ケーブルテレビにご加入いただくと電波障害のない安定した画質で視聴できるとともに、多チャンネルサービスを追加することによって、映画やドラマ、スポーツ、アニメなど多彩な CS チャンネルの視聴が可能になります。また、家庭のアンテナが不要になるため、家の外観がすっきりし、強風や積雪によるアンテナの損壊の心配がなくなるなどの利点もあります。

加入方法や視聴できるチャンネル、利用料等の詳細については、ホームページをご覧ください。か、情報交通課 D X 推進係までお問い合わせください。

○移住・定住促進

■問い合わせ まちづくり産業課 移住定住促進係 ☎内線 531

※それぞれ申請要件等がございますので、詳しくはHP又は担当へお問い合わせください。

☆大町市に定住される方を応援します！

▲お帰りなさい！ふるさと事業

（大町市出身でUターンされた人向け）

▲ようこそ大町へ！移住奨励事業

（大町市出身以外の人でIターンされた人向け）

◎Uターン・Iターンにより大町市に定住いただける皆さんに商品券3万円分を贈ります。

要 件：住民登録日から起算して4年以上定住する意思があること、60歳未満、申請時に就職就業している人、原則として自治会に加入する人、対象となる外国人の在留資格を有する人 ほか

申請期限：転入から1年以内

※既にこの制度により商品券の交付を受けた人は対象になりません。

☆新婚世帯を応援します！

▲新婚生活応援事業

◎結婚して1年以内のご夫婦に、市内で利用できる商品券3万円分を贈ります。

要 件：4年以上定住する意思があること、夫婦双方または一方が過去に本事業による商品券の交付を受けていないこと等

申請期限：婚姻日から1年以内

▲結婚新生活支援事業

◎新婚世帯の経済的負担軽減を目的に、新婚夫婦の婚姻を契機とする新居への引越費用や住宅取得又は賃借、リフォーム費用に対して助成します。

要 件：婚姻時夫婦共に39歳以下、夫婦の合計所得が500万円未満であること、4年以上定住する意思があること、類似の制度による補助金を受けていないこと ほか

補助金額：婚姻時夫婦共に29歳以下：上限60万円、39歳以下：上限30万円

※要件等の確認のため、事前に必ずご相談ください。

▲マイホーム取得助成事業

対象者および要件：市内に定住するための住宅（自己の居住の用に供する目的として、玄関・台所・居間・浴室・トイレ等を有する戸建住宅又は併用住宅〈居住部分に限る〉）を取得した人。取得した住宅に居住し住民登録があること。本人と同一世帯員全員が市税等の滞納がないこと。5年以上定住すること。対象となる外国人の在留資格を有すること等。

補助金額：20万円（新築・購入）

加算額：市内業者建築（5万※新築のみ）、50歳未満（5万）、子ども世帯（5万）、三世代同居・近居（1万）、ケーブルテレビ加入（4万限度）、居住誘導区域内の取得（5万）

申請期限：住宅を取得した日又は住民登録をした日のいずれか遅い日から6か月以内（ただし、住民登録をした日は、登録をした日から2年以内）

▲空き家流通促進事業

◎空き家の利活用促進のため、大町市空き家バンクに登録された空き家の家財の片付け清掃やリフォーム費用に対して助成します。

補助対象者：空き家の所有者

補助金額：事業費の3分の1

補助上限額：①片付けのみ8万 ②リフォームのみ30万 ③片付け+リフォーム38万

※①～③のいずれか1回のみ申請可能。

要件：リフォームは市内業者による10万円以上の改修工事であること、本事業もしくは市移住推進空き家改修事業補助金に基づく補助金を過去に受けた物件ではないこと。

事業着手前の申請であること。本人と同一世帯員全員が市税等の滞納がないこと。

▲移住推進空き家改修事業

◎空き家の利活用促進のため、市内の空き家に入居を予定する移住者が行う改修費用に対して助成します。

補助対象者：空き家に入居予定の移住者または2年以内の転入者

補助金額：事業費の2分の1（30万上限）

要件：所有者との売買契約もしくは賃貸借契約がされていること。

市内事業者による10万円以上の改修工事であること。

居住前及び事業着手前の申請であること。

本人と同一世帯員全員が市税等の滞納がないこと。

補助金の交付を受けてから6ヶ月以内に対象の物件に住民登録し、かつ、5年以上定住する意思があること。

外国人の場合、対象となる在留資格を有すること。

大町市移住情報総合サイト



☆大町市への移住を推進します！

▲就業者等移住支援事業

◎移住人口の増加を図るため、都市圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府）から移住し、県内企業等へ就業等した方やテレワーカーとして移住前の仕事を継続する方に移住支援金を交付します。

交付要件は、移住元住所地の在住歴や就労等の履歴、また、大町市への移住後の就業等に関する要件などが多岐にわたるため、必ず事前の相談をお願いします。

支援金額：単身 60 万円、2 人以上の世帯 100 万円（18 歳未満の子どもに加算あり）

申請期間：移住後 3 カ月経過後から 1 年以内

▲過疎対策重点地域への移住・定住

■問い合わせ 八坂支所 総務係 TEL26-2001 美麻支所 総務係 TEL29-2311

◎過疎対策重点地域定住促進奨励金

対象地域内へ定住の意思を持ち、空き家を賃貸、または購入して定住した 55 歳未満の人に対し、定住促進奨励金を 20 万円交付します。

◎過疎対策重点地域住宅新築資金等利子補給金

対象地域内で住宅の新築、購入、改築を行った場合の借入金の利子に対して補給金を交付します。（利子の 20%、新築 8 年、改築 5 年）（借入限度額：新築 2,000 万円、増改築及び購入 1,000 万円）

〇いざというときには（災害・防災）

■問い合わせ 危機管理課 危機管理係 ☎内線 515・516

▲災害への日頃の備え

- ・日頃の備えとして安全対策は万全か確認しましょう。
- ・いざというときの非常用品を用意しましょう。
- ・食料品の備蓄は最低限3日分備蓄しましょう。
- ・日頃から、自治会、自主防災会などを通じて、隣近所との協力体制をつくっておくことが大切です。

▲地震で揺れたとき

- ・身の安全を最優先に確保しましょう。
- ・揺れがおさまってから落ち着いて火の元を確認しましょう。
- ・慌てて外に飛び出さないようにしましょう。
- ・脱出方法を確保しておきましょう。
- ・屋外では頭を保護し、危険な物から身を避け、広い場所に避難しましょう。
- ・原則として徒歩で避難し、火災予防のためブレーカーを切り、荷物は必要最小限としましょう。
- ・隣近所で協力して、お年寄りや身体の不自由な人に声を掛けましょう。
- ・ラジオや防災無線からの正しい情報で行動することが極めて大切です。

▲土砂災害に備えて

- ・土砂災害は、一瞬にして人命や大切な財産を奪います。日頃から家族で、避難場所や避難経路、家の周りの危険箇所などを話し合っておくことが大切です。
- ・被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりが気象情報に注意して早めに避難することが大切です。

▲防災行政無線戸別受信機の購入

- ・市では、市内108カ所の屋外スピーカーにて火災速報などの緊急情報を放送していますが、戸別受信機を購入することで家の中でも聞くことができます。購入申し込みは広報等でお知らせします。
- また、購入には補助制度もありますのでご活用ください。

▲クマにご注意ください

- ・人間の存在を知らせるため、鈴やラジオなど、音の鳴る物を携帯しましょう。特に明け方や夕暮れの外出時には注意しましょう。
- ・餌となる残飯や収穫後に不要となった農作物など、クマの餌となるものを放置しないようにしましょう。
- ・子グマを見つけたら近くに親グマがいる可能性が高いです。非常に神経質なので、絶対に近づかないでください。
- ・万一クマに出会ってしまった場合は、クマに背を向けず、クマを見ながらゆっくり後退し、落ち着いてその場から離れてください。大声を出したり、走って逃げると、驚いて攻撃してくることがあります。

▲火災、救急、救助の対応

- ・消防署への通報は慌てず正確に行いましょう。
- ・救急車は急いで病院に運ばなければ生命に危険がある場合に出動します。1分1秒を争う重症の人の搬送に支障をきたす恐れがありますので、正しい救急車の利用を心掛けましょう。
- ・火災による被害の証明、救急車による搬送の証明が必要なときは、消防署に申請してください。
- ・以下の内容を実施する場合は消防署への届出が必要です。
「たき火やくん煙殺虫など火災に間違われるような煙や火災が発生する恐れのある行為」、
「花火の打ち上げまたは仕掛け」、「消防車両を妨げる道路工事など」、「催し会場で露店などの開設」、「劇場以外の学校や集会所で上映、演劇などをするとき」、「灯油やガソリンなどの危険物を一定数量以上貯蔵するまたは取り扱うとき」
- ・消火器は定期的にチェックし、老朽化した消火器は使用せず、専門の業者に処分を依頼しましょう。

▲指定緊急避難場所・指定避難所

- ・「指定緊急避難場所」は、被害が差し迫った状況や災害発生時に緊急的に避難し、身の安全を確保する場所で、「指定避難所」は被災者が一定期間滞在することができる施設です。地区に記載された避難場所に必ず避難するということではありませんので、災害状況に合わせて避難してください。
- ・「指定緊急避難場所」、「指定避難所」は、市のホームページに掲載されていますのでご確認ください。
(ホームページをご覧になれない場合は、危機管理課までご相談ください)